

第之譯、急度相見申儀ヲ書立其上ニテ頭立候面々截腹仕治定スル、此兩條之内ヲ決定シテ承度存候迄申遣候、赤穂ニテ死損候而宿意遂ラレヌニ成此上出家禪門ニテ事濟不申候、ソレ共ニナラヌ首尾出來可申トハ不存候、唯今極メ申候處、其通ト存候ニ付、私方之趣無_{ソレモ}繕申遣候、此返答相待申迄ニ候

一其紙面源五持參候而、山科江相談承届其上其許江御返答可申候

自掘部、奥田之二士贈大石良雄之山科狀

去月廿五日之貴札、當正月十七日高田郡兵衛方迄相達拜見仕候、先以御手前様御健體被成御坐之旨、珍重奉存候

一隱居家督之儀、御承知被成委細被仰下候趣承知仕候、依之念之上ニ毛念入様子承届其上ニテ可被思食立之由、此段御尤千萬奉得其意候

一從是茂以書狀、去十二月廿七日之日付ニテ京都寺井玄溪迄差越、玄溪ヨリ源五迄被相届、夫御手前様江可相達奉存候、其節毛申上候通住居之儀追々承繕申候處、慥成儀一兩所手筋承届申候、其表被成御坐、御手被握候而御下向、思食候而者、御心腹落申間敷候事、御延引被成、末々慥成儀毛相知申手筋見來候者、格別之儀、御坐候得共、永引申程御手握ラレタル様之事、申々了簡及不申候間、兎角難被默於思召者能々御了簡可被成候、隱居無御構家督江畢竟御志之思召入ニ付而事ヲ急申段不宜思召候段、一通相聞候得共、三月中者隱居住所茂相知申儀、慥成趣ニテ御坐候、此上者私共式迎茂何茂様思食相違無御坐、本望ヲ相達申度所存故、愈忽之仕形者不申上候、乍然何分ニ申上候而茂於御承引無之者、不及是非奉存候、三月中迄慥本所住居存候、唯今之内者必定彼宅居被申段、武林唯七茂被聞届可被罷登候間

様子御聞可被成候

一六八

一木挽町御聞合之儀、能々御了簡可被成下御所存儘成ニ付而者、皆共存立一向御留被成候儀下存候、假令御留被成候而茂可成儀ニ無御坐候得者、益寡ク害多ク相見申候

一原摠右衛門殿爰許ニテ被申合候者、春成自然御免之儀御坐候共同志之内御悦參候段、指控尤候由被申候、此下心何茂尤存罷有候

一木挽町之儀御聞合候以後、一同之所存ヲ立可申候者、後日木挽町之御難儀御近被成難ク奉存候、何茂事ヲ爲ズニ木挽町之御左右次第相待申ニ付而御聞合候而モノ事候、兎角難黙止道筋御得心之上カラハ木挽町ニ少茂御構者無詮事被存候、唯今兎哉角御見合者、偏ニ木挽町之儀ヲ思食テノ御延引ト存候、然所一方片付最早御見合可被成、品茂無之、此時節至テ又木挽町江御懸リ可被成トノ思召、何共

難心得奉存候、事ヲ御急被成可被下ト思召候而其段委細皆共江被仰合可然奉存候、皆共心底不落着様被仰聞候ニ付、心底者トレノモ案堵不仕、相談茂一致不仕候、此段偏御手前様御心入故奉存候、事ヲ御延引能道筋者無之、勘辨無クイラテ申段許、危忽之様思召手遣之儀申進候而、無御承引兎哉角申内ニ御一周忌ニ茂罷成候様、其手遣之御相談者不仰聞念之上ニ念ヲ入申様ニ許被仰付候而、何トモ御手前様之御心底難計奉存候、去年ヨリ當春江懸而日本之尊神無他事手遣承繕候得共、第一御手前様ヨリ事永計思召サラテ御取立被成タル御返答茂不被仰下候

一家督江許鬱憤散可申覺悟ニ候者、如仰イラテ申儀無御座候、隱居之儀第一ト存、イラテ申儀ニテ御座候、於爰許茂人並存結罷在候者共者、各別之儀ニテ御座候、一儀難黙止存居候者ハ渡世之儀差置、此儀

一六九

ヲ第一ト存候故、差當難儀仕者毛有之候、事永ク相待末々必定遂本意申儀、手取申候者如何様之體成下申候而茂其段厭申間敷候得共、何ヲ本意相待可申道理相見不申候得者、互見苦敷體不能成内ト是而已心懸申候

一彌兵衛方江被遣候御狀茂拜見、私共江被下候御狀茂彌兵衛拜見仕候、最一應寄合申談候、彌兵衛申候者每度存寄申上置候、尤貴報可申上候得共、多筆及申間布由私共江申候

一彌兵衛了簡ヲ茂御聞届、御勘辨可被成トノ思食多分御用被成候儀者、事品ニヨリ可申カト奉存候、此度之儀者御手前様御一人之御思慮ニテ事極外之者共者御下知、隨ヒ申迄ニテ、御下知違背申者、何人ニテ茂御退被成置、志之者共許御誘引被成程ニテ、無御坐候者、是程之大儀相調申間敷ト存候、御手前様御一人思召被立候得者、御家中

過半程茂御下知、隨ヒ申段大方相知申處、御一人ニテ大勢之志ヲ空ク被成段、心外成儀奉存候、假令志無之者迄茂御手前様御志次第體成勇氣茂出可申物ヲ返而了簡過申様ニ被成候段、近比殘念之至此事、御坐候、兎哉角被成候内、半年過一ケ年立申者間無之候、御紙面之趣ニテ考候得者、其表之御衆中、御手前御了簡得心被成タル趣、相聞候得者、罷登候而御直談之筋道茂相見不申候間存寄申上候

一原摠右衛門殿、潮又之丞殿、中勘介殿、大源五殿、此衆中江右之趣具ニ御傳被遊可被下候、右四人之衆中者申合タル儀茂御座候得者、一度申合タル儀違變有之間敷ト奉存候ニ付、今一應所存承度存候、永引申ニ付色々變化出來、老少不定常存ナガラ我々露命哀無恙罷在、思召立之時分御供仕度念願而已ニテ御座候、御亡君不慮之御不調法被遊、就夫御法式ト被仰出武運ニ御盡被遊候上者、御家頼之身トシ

テ必死存究問布様者無御座候然上者名聞利欲之所毛頭無御座候
唯吉良父子之内江一度鬱憤ヲ散度念願骨髓存詰候依之多少之無
構早々被存立候衆中有之候者其方エ隨身可仕覺悟ニテ罷在候右
之趣日本之尊神偽無御坐候以上

正月廿六日

堀部安兵衛

奥田兵左衛門

大石内藏介様

右同日自堀部彌兵衛贈大石良雄之狀曰

舊臘廿五日之貴書當月十七日相達拜見仕候道中無恙御上着彌御健
達御超年可被成候改年之御祝儀旁以目出度申納候然者隱居之儀ニ
付品々被仰下候得共先年始而以書狀申上候通定リタル儀ト少モ驚
不存候重而於御下向者去年御面上ニ茂申談以書付申達候通候御誘

引之輩妻子之片付等堅ク埒明必死之暇乞厚ク一筋覺悟ヲ爲究仁許
御同道可被成候御吟味淺ハカニテハ此方高田ガ様成方茂可多哉ト
存候先年カラト申タル儀思食可被合存候加様之儀ニ付而茂爰許御
逗留中御暇乞參候節ヨモヤ御心被付一兩日於御逗留者一晝夜ニテ
茂說破仕候者御安堵ニテ御登可被成モノヲト彌殘念至極存候申進
度事多御座候得共說話ヲ不遂墨付許ニテハ差當利發ダテナル旁ニ
陰評判可逢事無念之事候初而進候書面此度之儀ニ付而者一文字茂
大切差控候去年進藤氏原氏被相尋候者拙者初發ヨリ一筋存候趣可
申談ト存罷在候得共一向其趣無之私儀年罷寄タル許ニテ此體之格
式故不問不答之任古語黙止罷在候キ貴體御事格別故兩度迄參上仕
候得共無御察故空ク罷歸候其節少申上候通何角御心移者無詮御事
御苦惱被成候事費ニテ候何様ニ御異見申者御座候共御心移無之貴

體思召之通一筋ニ御下知御尤存候御手前様御了簡ニ不可過存候將亦私世悴今以違變之心慮毛頭無之候此上大永引渡世ヒシト手詰候者當分之渡世暫ク改可申者難計候乍然高田ガ様鏝際ニ至而手之裏ヲ返ス様ニハ仕間敷ト存候自費如何敷存候得共餘之事申上御事ニ候御察可被下候存寄ヲ早々御返答申進候様ニト被仰下候得共御面上格別去年以書付申上候書面今以相變存寄無御座候間左様御心得被成御發足之節茂御了簡次第ニ可被成候

一世悴等罷上候儀舊冬ヨリ御招茂無之罷上候事無詮儀ト寄々申聞候間卒忽ニハ罷上間敷ト存候内々申達候通惣而私儀大切成事至而他人者不及申親子兄弟ニモ不遂相談自分之心一配相勸候故此度茂高田如キニハ毛頭かぶれ不申候此文體茂日本之神他人者不及申世悴ニモ毛頭相談不仕候併封候時分讀セ申候是又悴方ヨリ

進申連狀致一覽候尤少ニ而茂差圖者不申聞候恐惶謹言

正月廿六日

城部彌兵衛

大石内藏介様

自京師大高源五贈江戶之三士書曰

此書就中書中之要樞なる者也

一筆致啓上候餘寒甚御座候得共其元何茂様彌御堅固可被成御座ト奉察珍重奉存候軍兵衛殿御所勞其後御本復ト奉存候如何千萬無心許奉存候此方相變事無御座候拙者無事ニ罷在候
一今度原氏ヨリ返書相届申候御請取可被成候此返事思召之外延引御待兼奉存候
一各様御登被成候儀此方ヨリ一左右可仕旨御約束仕候拙者儀者覺申候然極月十四日各様御佛參之御歸御立寄原氏御對談之趣一左右不及御登被成候様被仰談候由承之候キ此段原氏覺違ト存候十

四日御入來之節私儀無據用事有之他行仕右之御相談直不承候ニ付如此之間違上存候只今至而者畢竟何之道ニモ不苦カト原氏ニモ書通ニテ申事御座候

一原氏書面ニモ其通可申參ト奉存候各様此節御登先暫時御見合可然候歟未時節モ一決不仕候兎角乍此上蕤州公采女殿杯御參府候而彌變品茂可有之候哉否乎之儀不承届事破リ被申段心落不申候ト相見申候此所以之外了簡違也左様候而者最初ヨリ之主意難立彌以人口押難ク候段幾度々々申論候得共一圓動兼申候然トモ畢竟之大根者如何ニ茂所存體覺悟被相究候疑無御坐候依之當分引離候而下申段ニ茂難究罷在候一兩日中又之丞茂登被申筈御坐候彌申談候筈原氏申合候倍其元茂堅御同志之衆中誰彼ト指折仕候中存之外了簡違ニテ一圓此方荷擔少ク御坐候然共存外之衆少々

被出候得共是以此以後之風次第候半下存候近比上方侍之面目ヲ失ヒ各様江對而此身一人之儀氣之毒御察可被下候岡島茂一圓合點不參候ニ付幸病氣ニ付神崎ト差替被申様仕候大方願之通罷成候吉田忠左衛門近松勘六近々罷下候此節委細可申入候間其上御登可然存候唯今急各様御登候而如何程被仰談候而茂建立之儀手及申儀ニテ無御坐候畢竟益茂無之儀兎角ト言葉多申合候様罷成候而者味方崩致至極ヲ得達不申様罷成間敷物ニモ無御坐候下存事茂有之候倍又種々心魂ヲ碎キ申段貴而御察可被下候一原氏山科江委細之書通一通被指越候昨三日山科江私持參候而レニテ私茂書面披見致候紙九枚隨分細書カキク下カレ候義御坐候得共畢竟前方赤穂離散之時之主意ヲ初其後段自他之評定等ニテ別相替儀茂無之内筋茂大意有之候其趣者左申入候但原氏

ヨリ之書面可申參察候付有増申入候是ニテ事ノ括ハ埒明可申候
 一木挽町之安否兎角見合申度不被相究候者其所一理無之ニ茂アラ
 ザレバ左候者開門ニテ御出候節假令少ニテ茂御手付申タル時先
 方江取懸所存ヲ違候儀罷成間布候然時者不及是非トシテ何茂出
 家禪門ニ罷成候而者最初ヨリ之宿意立不申候是非打込申儀不罷
 成候者不願前後頭立候面々腹搔切候而赤穂ニテ死ソコナヒ申候
 命ヲ捨候而主意ヲ顯シ申スヨリ外有之間敷事
 一木挽町之安否者最早先様之首尾應シテ見エタル事ニ候見切候而
 宿意ヲ遂申一筋被相究候者三月ヨリ段々罷下萬一米澤江引取申
 候者途中討取可申積之事
 右二个條宗衛方ヨリ被申遣候趣大意如此候山科被申趣左之通候
 一舊冬江戸ニテ兎角御一周忌迄トノ相談會而同心ニ不存候得共其

節之摸樣アレ是ト申論テハ事難治第一場所之儀候故一旦同心之
 様先申靜候而上方江上被申候トクト評定被相究其上ニテ江戸ヨ
 リ各様ヲ茂被呼上評定一決仕候様ニト被存候所ニ上州隱居之儀
 被承候ニ付最早是迄之相談ト被相究候得共兎角木挽町之儀段々
 被申上置候趣共有之候ニ付最早知タル事之様ニハ候得共今一段
 木挽町之御手當是非見届候而之上主意ヲ顯可申候然共木挽町ア
 ノ通イッ迄茂可被指置茂不知シテイッ〜迄茂見合可申トノ儀
 ニハ無之候押並テ御閉門ハ大根三年ニテ御免之衆ハ開門ニテ候
 然者今少ニテ候間逆之儀念之殘不申様見届被申度事第一ニ候然
 共來三年忌茂過行藝州公杯茂無何事御歸國ニテ候者最早其上見
 合可被申道理無之候トノ御事
 一自然其内木挽町江御手當茂有之御出候時分少ニテ茂御手當有之

時者、先方江之主意遂ラレヌ筈ノ宗右衛門被申様ニテ候得共、此段
難心得被存候、仔細者卿使如何程高祿御取立候而茂、先方江之事何
トゾ木挽町之御面目ニ茂成、人前茂能被成程之品無之於テハ、逆茂
穢タル御名跡立置候ヨリハ打ツブシ申段、本望被存候條、宿意ヲ遂
候處於テハ、御安否見届候トテ邪魔ニ成可申道理無之候ト被存候、
右之趣山科思召ニテ堅キ誓言ヲ以、御三年忌過候而何之手筋茂見
エ不申候者、誰彼イカ程之相談及候トテモ一日見合申間敷覺悟之
由、御申候事

一右兩方之思慮他之了簡評判無之、宗衛書面拙者持參直内藏介殿披
見ニテ即坐之所存右之趣ニテ候、兎角一兩日中宗衛茂上京候様ニ
ト被申遣候由、近日評定一決之上、吉田忠左衛門、近松勘六、被罷下、尤
岡島代茂可罷下候、其節委細可得御意候、武林氏、勝田氏、倉橋氏、江川

紙遣不申候、此紙面委細被仰達可被下候、不破八左衛門方江茂右之
段相達候様仕度候、八左衛門江御序御坐候者、拙者方ヨリ如此申入
候段、被仰達可被下候奉頼候

一御三人様江内藏介殿ヨリ之一封御届申候間、青柳武介、武林、倉橋江
之一封御届可被下候、尙期後音之時候、恐惶謹言

二月三日

大高源五

高田軍兵衛様

堀部安兵衛様

奥田兵左衛門様

△義士文通曰く是後最良雄、元辰應對の書、堀部、奥田が幕府よりの書、原、
潮田、大高が東武へ應答するの書、多しといへども趣一なる者省略之
と。

赤城義臣傳書簡之卷第五終

赤城義臣傳卷之六

義士會議山科並良雄變姓名事

爰に正月十六日の日萱野七郎左衛門が飛札山科に至る、良雄披いて之を見るに、愚子三平十四日に自殺せしめ候、曾て其意趣奈何と云ふ事を、知す、次に貴邊へ一封の遺書を寄せ候、因て以て悲涙を押へて之を御邊の机下に達すと書けり、内藏助手を打て其書を見るに、

爲年始之御祝意先達奉呈愚札候、然者舊冬以來吉田忠左衛門近松勘六申合、當春江戸江可罷下奉存候處、愚父七郎左衛門儀不知其主意、強制止之候、最本意ヲ申聞候者、却而喜悅可仕トハ存候得共、御手前様江

差上置候神文之手前、御坐候得者、假令父子之間、亦此儀口外難仕、君父忠孝之間、於聊當惑仕、依之自殺仕候、最吉田近松、以別紙不申候間、從御手前様可然奉憑候、恐惶謹言、
正月十三日、
萱野三平重次

大石内藏介様、
良雄大に驚惶して、悼惜少からず、黨類悉く傳聞いて之を惜ますと云事無し、爰に又原摠右衛門大高源五が説に、離家の分野に隨て、堀部奥田益事を取急ぐの由なれば、京畿の義士等も大に勇誇つて追々山科に至り之を會議す、されども良雄が心術一剛に事を急がず、舊冬關東に下りし時、諸士一同に三月を限りて事を果さんと早れども、兎角して良雄が心腑に落す、然るに堀部武庸數進で申けるは、三月盡と限り間者を用ひ仕寄る内、大學殿の安否も見えず、離家益守に懈すして堅き時は力不及延

引すべしと云ふを以て、良雄其言に隨へり、然るに今上方の諸士、原大高が委き言を聞て、上州退隱の上、若は上杉の本國羽州米澤え引取るべきかの巷説も有之との儀なれば、彌火急に事を果さん事を勇むざるに因て、京伏見大坂の同志、四度山科に會議し、又一日二月中旬諸士一同に山科に來つて、取々に會評すといへども、論區々にして決せず、其時内藏介諸士に向つて申けるは、臣舊冬關東に下りし時、肺肝を顯して義の必然なる者を説破せり、素より關東の諸士を始として、臣が指搦に泄まじき由の心術なるを以て、我數其宜しきを指示せり、然るに動もすれば事を取急がるゝの段、我大に心に得ず、兎角三月を過すとも、大學殿の浮沈見ずんば果すべからず、大學開門の日、千石にても亡君の蹟目と仰出されなば、是亡君の面目に似たれば、臣等一黨して仇を復せん事は、節義に非ず、然らば則臣内藏介一人、一黨の義士に代り、最初よりの主意を立て、吉

良へ憤を達すべし、卿使本領五萬石を賜るとも、大學え新知と仰出され
 ば益亡君の耻辱なれば、其時は各申合せ、無二無三に日比の宿意を遂
 ぐべし、我心術に於ては、全く此外に異心有る事無しと云へば、其時原摠
 右衛門申て曰く、我退いて思ふに、大學殿開門を見合せずして、各事を早
 まるの主意、唯今内藏介殿の仰の通り、若も亡君の家系を立下さるゝと
 ある時は、諸士一黨して吉良へ恨みを爲さん事、遠慮の道理出來り、此義
 成就すべからずと思へり、去年三月より今に至つて盟約を變せざる者
 は云に及ばず、其後追々馳加はる者といへども、強て事を爲さんと悶ゆ
 る者は身を醜にするとも、其志を終んと思ふ者共なれば、卿使御家蹟は
 立つとも、必ず其主意は翻すべからず、然れば御蹟目立ち候上にて、唯今
 内藏殿の宣ふ如くなれば、良雄御一人摠名代として、其本意を立てられ、
 其外の者共は皆な腰拔と罷成るべき事、千萬殘念の至りなり、此儀に興

する者此異論有ん事を兼て察するにより、各讎を復せん事を早まると
 見えたり、兎に角君父の讎に於ては外事の對すべき物無之道なれば、何
 の物か之を妨げんや、然れば則其主意無きにしも非ず、人々は奈何とも
 あれ、此宗右衛門に於ては、赤穂城中に於て死損びたれば、今更生きて出
 家禪門と罷成るべき所存に非ず、各如何と席を打て論ずれば、いしくも
 申されたり、誰かは其義理に戻らんと、諸士一同に此言に従ふ、就中大高
 源五、潮田又之丞、中村勘介等原に代つて良雄が言を難す、其時吉田忠左
 衛門、小野寺重内の耆老申けるは、内藏殿の宣ふ處は、我一人義者となら
 んとは非ず、御名蹟立ち候上にて、多勢黨して吉良え征入たる時は、再
 び御家の滅亡ならん事を慮かれり、去るに因て衆に代つて志を立て、諸
 士の忠義をも空ふせず、御家の再興にも妨げ無らん事を云へるなり、さ
 れども諸士も又其志を翻さずんば、是又君家の再興にも換難き道なれ

ば、此兩端唯り内藏殿の剛断に在るのみ、我々如きは希古の齡に速で行
 かけの駄賃なれば死出の山の一番鎗をこそ心懸けたれと云ふ、然れば
 既に諸士良雄に引分れて事を果さんとする跡なれば、其時良雄様々に
 衆を宥め、各の誠忠左程に堅き事なれば、必ず一黨して事を爲すべし、然
 りといへども大學殿の浮沈は、必ず見すんば有るべからずと、涙を流し
 て制すれば、其時各信服し、さらば又關東の勇士を靜むべし、誰彼と云は
 んより、兼て申談せし如く、吉田忠左衛門近松勘六姓名を變じて下向あ
 るべしと、内藏介下知せるにより、吉田忠左衛門を篠崎太郎兵衛近松勘
 六を森清介と改名して、近々關東に差下し、大學殿の安否次第に事を起
 すべし、若又大學殿の安否、當三月の御一周忌も過ぎ、來年三月御三回忌
 を經ても、其色見えずんば、其上は何迄見合すべきや、其期に至らば速に
 勃興すべしとの義なり、次には敵方の間者も心許無きにより、良雄も名

を改めて池田久左衛門と名乗るべし、其外の諸士皆姓名を變せられ然
 るべしと云て、其日の會議は果てにけり

篠崎森之二氏赴關東事

篠崎太郎兵衛吉田忠左衛門森清助近松勘六の兩人は、内藏介が命を受て、二月廿一
 日京を出て相坂の關を越るとて篠崎が歌に

九重の霞をわけて出づる日も曇らぬ御代に相坂の關

それより伊勢大神宮に詣で二氏奉幣し、復讐の志を遂させ玉へと祈願
 し、篠崎が故人の勢州津に在ける、水浪久太夫と云ふ者の家に一宿し、古
 今の盛衰文武の義論を演て終夜對應しけるが、水浪もさる者にて、兩人
 の關東下向不審と問はぬばかりにて、一向に餘波を惜み、今暫と止めけ
 れども、二士は其翌廿六日津を出て、道中の古戰場などを尋ね、佐夜中

山を越ゆるとて、夜をこめて越行く旅の空なれやしのため近し佐夜の中山
 薩埵山の景色を詠めて、

我だにも三穂の松原富士の雪心や空にかゝるしら雲

清見瀉にて、

天の原霞も晴て清見瀉月を止めよ浪の關守

日數積りて三月五日江戸に着又芝の松本町米屋忠太夫と云ふ商人聊
 相知る由緒ありければ彼處に至りて寄宿し、翠六日堀部奥田を招く、二
 士其日は外へ出でければ、七日の朝打連て出来れり、篠崎、森其日は石原
 新左衛門殿の宅へ行きければ、兩人空く歸れり、之に因て篠崎、森、八日の
 日午奥田父子を誘引して堀部が宅に至る、堀部父子喜んで出迎ふ、兩使
 は良雄が書状を出し、寒暑の談も終りて申けるは、正月原大高の兩人歸

京の後諸士五回會議し、五度目の會評二月中旬大に内藏介を難じ、已に
 引離るべき由を云募りて會議二つに分れり、然りといへども内藏介様
 々に義を説破し、兎角木挽町の安否を見届すして事を果すは、忠臣の道
 に非すと數回申され、舊冬三月盡と約せしを以て、定めて各御取急ぎあ
 るべし、さるに因て我等兩人罷下り、相宥むべしとて下向せり、當三月十
 四日御一周忌過て、木挽町の安否見へざる時は、來年三回忌迄見合すべ
 し、若し其時に至つて未だ善惡見へずんば速に取懸べしと、各數人を對
 手にして、堅き誓言を以て被申處なり、我等も顔を犯して論ずといへど
 も、流石に良雄の申さるゝ處なれば、是非なく上方一致の論なりと云ふ
 堀部奥田は、大に兩人の言語快からざれども、爲方なくて申けるは、萬一
 吉良に變あらば、臍を嚙とも及ぶべからず、去りながら衆議一決とある
 からは、我々の愚意を以て彈すべし謂れ無し、此上は是非に及ばず唯時

節をこそ見合せ候べしと云へば、兩人喜び、内藏介大に各の心を静め難しと思へり、然るに今納得ある事、是れ本望を達すべきの瑞想也、早々上方へ申達すべし、各も返書を送られよと云ふ、堀部奥田已事を得ずして返書を送りける、最も真雄が書狀に池田久右衛門と變名あれば、堀部父子も名を改め、彌兵衛を馬淵市郎左衛門、安兵衛を長江長左衛門、奥田兵左衛門を初の孫太夫とぞ改ける

武林隆重省父母並孟子之事

武林唯七隆重は、去年の夏より關東に下向し、堀部奥田と俱に肺肝を碎きけるが、京畿は事延引の論なれば、一先づ故郷に立歸り、父母を省み、京畿の同志を勸めて、新に黨を結んで事を果さんと欲し、二月中旬の比、堀部奥田に此旨を告ぐる、堀部武庸が曰く、臣大石氏に親しからざれども、

小山氏には膠膝の約あり、義を見て勇ある人なるを以て、必違變すべからずと思へり、舊冬内藏殿下向の時、三月を限るの約を爲せり、然れども彼人上は旨がひて、内に信服せざる色あり、何とも我等の心に得ず、假令真雄懦弱なりとも、彼仁を省きて事の遂られ間敷道にあらず、上方に於ても原湖田大高、中村等は随一の人々なり、是又約を變すべからず、足下上方へ登られなば、第一真雄に決斷を勧め、第二には四人の英傑に牒じ、合せ、大石氏に引分れても事を果すの術を計らるべし、殊更愚父彌兵衛等が存念、大に事の延引するを憤れり、兎角延引する内、敵米澤などにも引取りなば、究めての難義と成るべし、一刻も蚤く罷上られ、此利害を以て、同士に告げ、急に各出府ある様に計らはれよと、大に悶て申ければ、隆重安く領掌して、假令真雄を除くとも、争か義に勇む人の無んや、拙臣上洛せば、速に同士を催し、押付下向すべしと、手に取る様に答ふれば、堀部

奥田大に悦び、獨旅は備るべしとて不破八左衛門が變名也を相副へ、
 二月十八日に、東武を發足し、三月朔日大坂に着し、原惣右衛門が天満老
 松町の後、神明の邊りに棲けるに尋ね行き、江戸の分野を委しく語り、堀
 部奥田が云ける趣を委細に演て、高田が盟を變じたる始終を傳へ、吉良
 の勘解由よりて事を急ぐの子細を説く、原惣右衛門横手を打て、軍兵衛
 が連盟を悼惜し、素より山科の延引を憤れば、一々京畿の消息を語る、先
 の二月中旬諸士山科に競會して、既に内藏介に引分れ事を立てんと論
 じけるを、英雄様々に宥められ、斯々の首尾にて吉田忠左衛門、近松勘六
 姓名を變じて先月廿一日に發足し、關東に下向せり、是則ち舊冬内藏介
 江府に於て、三月盡の約をなすといへども、木挽町の摸樣見へずんば、又
 や暫く見合すべしとの趣を相談せん爲なりと云ふ、武林不破此事を聞
 て大に快からず、卿使吉田近松罷下つて靜むるとも、堀部奥田必ず旨ふ

へからず、此儀は必定衆議二つに別れて、事終には成るべからずと、大に
 悔てぞ見えにける、折節矢頭右衛門七、原が宅を訪ひけるが、武林とは懇
 情の間なれば、倡ひて我假栖新地堂島中町に歸り、一兩日旅の勞を慰め
 ける、不破八左衛門は、直に原が宅にぞ止まりける、其翌日唯七急便を求
 めて江戸へ贈る切紙に曰、

彌々御堅固御座候哉、私儀無事、當朔日大阪江着仕候、此表様子合點不
 參事多ク御座候、未シカクト相談不仕候間、又々相談仕、猶追々可得
 御意候、拙者共早ク罷下可申談候、篠崎森江御參會被成候哉、様子御聞
 届被成、御出會御無用ニ存候、已上

三月二日

武林唯七より

堀部安兵衛様

自原惣右衛門贈堀部安兵衛之狀曰

武林唯七不破、八左衛門便ニ御傳書忝存候、兩人共朔日爰許江當着八左衛門ハ私宅止宿、唯七ハ矢頭右衛門七方ニ止宿ニテ終日咄申候、被仰下候、通其許之儀共兩人江承届申候、上方申合候儀共先達而篠崎森兩人便ニ申進候通ニテ、其元思食嘸不足ニ候半ト存候、此方御同意存候、依之色々申談候得共、何茂ニ引離レ捨可申處、残念千萬ニ存、兩人被罷下候、併近キ變候間、其時分得ト可得御意候、今晚便御坐候ニ付、艸々如斯御坐候、恐惶謹言

三月四日

原宗右衛門

堀部安兵衛様

斯て武林唯七は、原摠右衛門が言語快からず、赤穂をさして下りけるが、父母限り無く、怡悦ありて、隆重が忠孝に身命を抛ちけるを慈愛し、去年の夏よりの往事を語り、日夜を明し暮しけるが、其後程なく、赤穂を出て

上方を逐一に經廻り、諸同士に義を勸む、隆重斯迄忠孝に躬を致して仁義を重じ、其性純粹至善の徳器なりける事は、事も愚や武林氏、其先孟子より出づると、抑孟軻は其先騶人にして、聖門の學を子思の門に受たり、道既に通じて、游んで齊の宣王に事ふ、宣王用ゆる事能はず、齊を去て梁に適く、梁の惠王孟子の言を以て迂遠とす、此時周鼎衰えて、聖人の道を識る者無く、秦には商鞅を用ひ、楚と魏とは吳起を用ひ、齊には孫子田忌を用ひて、天下僉合従連衡を務めて、攻伐を以て賢なりとす、孟軻は乃唐虞三代の徳を述べて、正心誠意の道を説き、仁義禮智を論じては、惻隱羞惡辭讓是非の四端を明にし、一たび君の心の非を正す、則は必ず治國平天下也と、千變萬化、唯人心の一つより説出して、國を治むるの道を云ふ、心其正しき事を得て、然して後性の善なる事を知るべしとて、人に遇ふ毎に性は善といふ、孟子の萬世に功ある事は、其性善也と道を以てなり、又吾

能く浩然の氣を養ふと云ふ、此性善養氣の論に於ては、前世の聖賢も未だ曾て發揮し玉はざる處なり、孔氏は唯仁の一字を説き玉ふに、孟子に至つて能く仁義禮智を説破す、夫子の道大にして能博し、門人悉く識こ
 と難し、故に學で性に從ひ、其識安きを識て己が得る處を以て弟子に授く、源遠して未益分るといへとも、孟子は子思を師として統道の傳を得たり、夫子没而後獨り孟子の傳を以て其宗を得、聖人の道を貫ぬけりとす、後世の道を言ふ者、皆孟子の言に頼て孔子を宗び、仁義を崇め、王を貴び、霸を賤んずる事を知るもの、皆孟子の大功也、故に後賢孟子を推尊んで、禹王の水土を平治し玉ふの功に劣らじとせり、誠に武林氏如此大賢の胄裔なりけるとかや、さればこそ隆重義武忠勇の心的高ふして、黨中の逸物なりし事を見つべし、斯て一日隆重、大高源五を京師に訪ひて、内藤介に引離るゝの義を説くに、源五も原に同じく二月中旬山科の會議

を演て、上方の黨墓行難き事を云ふ、時に武林が曰く、足下と臣は先君在世の時、左右に有て近侍し、相見ゆる事他の側輩より繁く、心を屬する事互に渥し、何ぞ又余人に准せんや、相互に義武を談せしも昔になりぬ、他の交友の志を渝たりとも争か斯迄は口惜かるべきぞや、足下の心底何とも心得難く見ゆるは奈何、必ず節に臨では高田が如く化が顯るべしと云ふに、大高素より沉勇にして心剛なれば、武林が言を忍び最ともなり、隆重、貴殿の高義を以て一筋に先君の恩を思ふ、加之去夏より關東にありて、警家の動靜を見聞し、堀部が無双の純剛に倣ひて、かく宜ふは理なり、然れども内藤介は正しく君上に由緒ある人と云ひ、赤穂の武士の魁首として、文武を備て必ず不義を爲間布人なり、少焉足下上方にありて、數々彼人を試みよ、一たびは必ず絆を成就すべき者なるぞ、心安かれと諫めて、しばらく我假栖にぞ止めける

原元辰贈書於長江奧田事

斯て原摠右衛門は是非に及ばずして、京畿一黨事延引の衆議を一諾すといへども、素意には曾て染ず、其上武林に會して、東都の分野を聞き、堀部奥田が追々の憤書を読んで、義氣物々として忍ぶに堪ず、深圖遠慮を廻し、新に黨中の黨を締で讐を伐んと欲し、江府の二士に贈るの書に曰、去月九日御連札、乍御報忝致拜見候、各様愈御無事之由珍重存候、此方無異儀罷在候

○一篠崎森兩人、頃日被罷下、被得御意由、其時分以連名、申述候紙面、茂御披見之上、上方衆申合候通御聞届、御同心被成候由致承知候、其節、茂如申入候、拙者儀正月罷登申談候處、其許ニテ申合旨趣、翻語、其上衆口區々ニテ癡辯之愚拙ナド難申談候故、大坂江罷歸、一冊之書付相

認差上セ、返答承届度段々申登候處、忠左衛門致合點罷登申談候處、評議不相濟、私罷登候様ニ申來、即時ニ罷登、右之一書之儀ヲ以申談候、其段納得寄會候面々、皆々同心ニ候、然共去年御目付中江申達候、其段公儀江押出ス儀ニ候得者、御免之期相待申度議定ニ付、先頃之通申談候

一御免之上、此方申合候筋見へ不申候時、先方江手ヲ懸候而御立難被成事、歴然ト存候、至其時者不及是非一分之御所存ヲ立候ト被存候事、頭立候者共自滅仕外無之ト存事ニ候、然共此段退而愚按ヲ廻シ申處、纒ニテモ色品付候而者、此自滅モ障リ申間敷物ニテモ無之候、畢竟狗死之穿鑿之様罷成候時者、如何ト申批判付候而者、此段モ速ニ所存之通ニ難成ト存候、於此處、愚意了簡御坐候、尤此儀源四郎初外江者曾而不申候、愚意心中秘シ罷在候得共、其許御兩所様之儀、慥

可申合存念ニ付如此御坐候右之通之次第ニ罷成候者舊冬噂之様ニ申通此方申合候群ヲ隠密ニ引離可遂宿意ト存候内藏殿初其外之上方者共大勢是ヲ除候時者木挽町江之御咎者無之障申問敷ト存候此度唯七罷登不相變心底ニテ候段々申合唯今引ハナレ申時者申合候衆中ヲ捨ル道理ニテ候右申候通先者先頃申入候通先様江手當木挽町障不及是非者自滅仕候而顯心底申迄ト存候得共其段茂右之通障リ申時者少人數ニテ可遂宿意候左候而茂頭立候者大勢木挽町江カタブケ申候者打込候者共者外ニ成候而御障リニ者罷成間敷候得共右申合候面々茂其通ニテ別條有之間敷儀ト存候然則捨申ニテ茂無之哉ト存候然者此人數ヲ辨見申候而十四五人者可有之ト存候又先方茂此方堪忍之積ト見及申候得者仕所茂心安存候如何思食候哉此儀於御同心者御返答可被仰下左候者一

々文言御請ニ茂不及候書通深秘之儀度々往返茂如何ニテ候申進候趣不可然トカ可然トカ迄可被仰下候

一先頃武林唯七參候而申候時可申聞ト存候得共若キ衆江申談候處何ト仕候而茂泄安ク御坐候殊更此儀者密々之上秘候者デハ難成候一味之内ヲ茂致吟味候ハテ者難申聞候依之唯七先日此度之何茂申合難心得候ト色々申候ニ付又外ニ思案茂可有之間サノミ悶事ニテ無之候兎ニモ角ニ茂五月六月ニテ譯知可申事ニ候夫迄先隱便有之候様ニト申聞候而顯而者不申聞候於爰許者儘ニ存候衆一人江申談候處顔色快ク請合満足仕體ニ候此類源五又之丞勘介毛同心可爲候九十郎幸右衛門毛同心可仕存候其元ニテ倉橋能候由承候田中茂其通候半ト存候併此段御兩所様ノ外者一人江茂御泄被下間敷候市郎左衛門殿小四郎殿江者格別之儀御了簡ニテ可

被仰達尤御一覽以後火中被成可被下候猶追々可得御意候恐惶謹

言事

四月二日

原宗右衛門

長江長左衛門様

奥田孫太夫様

尙方其許様御了簡此度申合候趣内外御快有之間敷下存候此元茂其

意味三御坐候得共唯今破リ可申様ニモ不被申談差置候而者事柔寛

ニテ取シメ無之様ニ存候故此度キリトハ一通ニ不申談候右之

通之儀者少シモ色香モ付不申ニ付源五江者未申聞候追々事静ニ得

ト可申聞候其元之儀者爲御心得御相談如此御坐候市郎左衛門殿小

四郎殿江茂宜ク御心得可被下候乍慮外奉頼候已上

長江武庸贈原潮田中村大高武林之五人書狀之事

長江長左衛門武庸は性純剛にして忠勇義氣黨中の群傑を出でたる者
なれば大石良雄が柔能制剛の術を目垂として良雄を除き原元辰等に
通じて拔群の功を立んと計り數元辰と毫談す因以て午の夏上方五人
の俊傑に寄る書に曰

- 一筆致啓上候各様彌御堅固被成御座候哉承度奉存候爰許相替儀茂
- 無御座采女殿參府御禮相濟候得共別條無御座候尤間無之候得者此
- 方存様ニ墓參間布上存候
- 一於其許如何思食候哉兎角御心靜被仰合御待合可被成哉只今之趣
- ニテ者世上之噂旁愚意存候所御安否兎角永引可申ト存候去ナガ
- 夫城主之被仰付者可有御座候哉夫兎角茂御安否不相知内者來
- 春迄御待合被成候思召御座候哉今一應思召承度候
- 一御安否不相知内宿意遂申候者木挽町こみちニ御成可被成ト御

察左候得者、忠義ヲ盡シ申トテ御家之根葉ヲ枯シ申段、本意ニ無之
 下ノ思食、山科ヨリ茂被仰越、各様ニ茂此理尤思食、御心底被仰聞、承
 知仕罷在候、此所ニ於テ者互之迷ヒ申候ト存候、最早此後隱居江御
 仕置之筋者會以無之儀、存候、隱居不被仰付居申候者、ヨモヤ之頼一
 理可有之歟、十ガ十ナガラ御仕置無之ニ決定仕タル儀ト存候、然共
 離散之砌願之通之譯、御老中様方迄相達、挨拶茂宜之段、赤穂江通達
 程之義ニ御座候得者、先首尾能方ニ候間、定而中分之首尾ニテ二三
 萬石茂被下、夫ニテ離散之節之キロツキモ品ニ成、露命茂ツナギ可
 申儀可有之候哉、

一 至極結構成御首尾ニテ、刈屋無相違被下候而、是ハ日外之首尾ハ有
 其之間敷ト存候、右二品之被仰付ニテ者、何レ茂本望ト不被思召段、前
 其方度被仰聞、承タル事ニ候、

一 右之通各様者如何御了簡ニテ候哉、此段不及申、愚意同前、思食可有
 御座下奉察候、乍去來春迄御見合被成候方、畢竟御本意ニ叶可申候
 哉、並相待申方、少ニテ茂初發ヨリ之主意ニ相叶、本意成儀有之候者、
 如何茂時節到來ト相待申儀茂一理可有之候、永引申程無益害而已
 ト存候、

一 兼々申談候通リ離候而之企、御考可被成候、七月立候而茂、何事茂無
 之候者、早々被思召立可然存候、兼而者二十人茂無之候ハテハ、本望
 難達ト申達シタル事ニ候、各様ニ茂其合點ニ候、乍去退而能々考ヘ
 申候處、二十人無之候得共、存切タル眞實者十人茂有之候者、心安、本
 望者相達ヘシト存候、左候者各様許被思食立候而茂、取集テ十人傑
 ト指折仕候、愁廣ク御沙汰候者、色々之了簡ニ付、畢竟無事之取結者、
 下可被思召候、密々離候而下思食候者、ソロソロト御下繕之被仰合

尤ニ存候其後此方ニ茂早々可被仰下候心得罷成事候只今之様子
 ニテ者踏込タル無了簡諸事成合ト計相談江落申候
 一當春別而被仰合タル儀候得者山科江茂一通被仰談其上ニテ離段
 江理也存候然其何之變茂見來不申候ニ何程理ヲ盡候而被仰談候
 而茂中々動ク了簡トハ不被察候然者不及御相談カト存候於此所
 此方ニテ茂噂有之タル儀茂御座候一度何茂申合タル儀違變有間
 敷候トト時節有之候而其上ニ而遂御相談ヲモ離申譯茂可有之候
 カトハ噂有之此段ハ原生體ト相聞候亡草茂品々有物カト存候此
 度之御連名様之内ニ而日外噂之様ニ被仰候通山科ヲ初而其外五
 六人衆木挽町之荷擔ニテ其外者宿意違候而茂殘ル荷擔人多候得
 者木挽町茂タタトニみちニ茂御成被成間敷候然者離候方ニ
 益多ク被存候過言候得共御開門之後御本望ト被思召品々相見不

申候死之所於テハ互ニ迷ヒ申カト存候

- 一此表同志之内江仰下ナシニ噂申出候處御安否次第三君之念願儘
- ニ申タル仁有之候近比江戸侍了簡多ク畢竟腰之不立故ト可申歎
 絶言語候十人存切タル者共有之候者中々再往如此及御相談申間
 敷物ヲト御下墨口惜存候是程之儀畢竟殉死仕段武運盡タル儀ト
 存候
- 一離散以後山科ヨリ唯今被仰候趣亡主江御志トシテ御家筋ヲ御建
 立是ニ過タル御本意無之思召迄之御底意ナラデハ私共者不承届
 候各様ニハ何トシ又御底意茂別ニ御聞届御得心被成候哉然者承
 度存候一座之族ヲ返答互ニ覺違茂有之者常ニテ候山科書通旁々
 取出披見申處前方之事残念ト存品茂有之其段ハ其元ニテ茂御同
 前ト存候先非者不及是非此以後梅ナカラシ事ヲ願申候御家筋ヲ

見立テ、其後は共非共亡主江之爲志、可被捨身命トノ御底意、明白ニ有之、御安否御見合被成度トノ御所存無紛ニ於テハ、實ニ木挽町御大切ニ被思食、亡主江之御志茂立、眞實之義勇共可被申候、然者私共迄茂無是非相待可申トノ覺悟茂究申候、サシテ死急イラテ申譯毛頭無御座候、相待無本意言葉申如此罷在ル段、追而無面目次第不過之候、未慥ニ存念達シ申筋道茂覺悟仕、承引申段者少モ、無退屈事ニ候、侍タルベキ者二君江志ヲ存ン義ニテ茂無之候間、相待以後、狗死ト乍存、一同被思食切タル御底意承届候者、擲身命候而、死後志ヲ顯シ申ヨリ外者無之トモ存事ニ候

一 兎角申内、年内茂立春成申間有之間布候、來春迎茂言草多、如何様成事ニテ永引可申茂難計被存候、此段慥承及タル事モ御座候間申進候、貴面々々口上之ツヨミ、杯ヲ頼可仕物トハ不被存候、各様御事ハ

座爲申合御方ニ候得者、毛頭違變被成間敷ト存、心底之趣得御意申候、中村殿御事奥州江御越之由傳承候、直御出府被仰合候哉

一 孫太夫儀、三月中旬深川八幡町江致宿替處、深川茂不勝手故、又江戸江出可申談合最中取込居申候、頃日茂乍立之様、參會御尊ノミ申出候、其外倉橋前原杉野杯不絶參會、右之段悔申許候、武林殿不絶書音寄會候而者御尊而已ニ候、此御報次第ニ勝田江茂書通之心懸ニテ居申候

一 離候而御下府落着所者、又芝可被成候哉、芝ニテ茂又廣成可申ト存候、竊ニ御下着御通路之儀者、如何様ニ茂成可申候、其段摠右衛門殿御考候而可被仰談候、倉橋方杉野杯者如何様茂可成趣候、不淺心得居申候

一 居所之儀慥成趣共候、善兵衛方茂同前閉合ニテ候、大切成企、乍存又

成安事存候、兎角思結タル一念而已相究申候、亡主志ヲ差汲タル時者、無二無三火之中江茂飛入ソフナル物ニテ候、生殘候得者、又存様ニモ成ニクキ物存候、於御同心者御仕廻候方、御一人宛ニテ茂御出府希如此ニ御座候、恐惶謹言

六月十二日
原宗右衛門様

潮田又之丞様

中村勘助様

大高源五様

武林唯七様

遠林寺六月十三日爰許出足ニ付而、十六日爲暇乞遠林寺江持參、大高源五迄被相届給候得ト、吳々頼申候、以上

裏書

追而啓、不存寄案内見出、大慶至極存候、是天之惠存候、表書之通今更變不相見候處、如此申進候段、繰返シ同事ヲ申進候様ニ可被思食候得共、難狀止儀ニ候間、畢竟之思召承度申進候、御手付申候以後、定而亡草ヲ被申出、我身腰拔ト被申出タル時、無是非茂腰拔ノ内、入被申間敷候、尤其節又存念之立端、茂可有之カトモ存候得共、被仰出候品ヨリ、愚拙儀一人廢リ申儀、御坐候者、其日ヨリ長袖罷成申ヨリ外、有間敷存候、御安否之上、善惡共被仰渡、有之究申候、其節至如何様トモ存念、个間敷事仕候者、曲事可被仰付、許被仰渡候者、志之者共本望候、事品ヨリ忌懸ル親類迄、坏被仰出タル時者、何共難心得存候、ヨモヤ如此之被仰出有間敷トハ存候得共、有物致、遂相談不申候而者、罷成事故如此候、兎ニ茂角ニ茂不及是非トテ長袖禪門之方ニテ者、不肖之我等式迄名字之穢ト

存候得者、各様勿論、存候、畢竟五人許御下、可被成候、被思召候得者、河之了簡茂無之儀、存候、當月末來月初方ニハ、兩人衆茂出足、存候、此衆ニ理ヲ申候而茂、サノミ博々敷請負出足有之間敷カト存事候、然共申合罷越一通、可申談覺悟ニ候、

一 踏込申案内所之儀者、能々見置申候、存之外寛々タル體我々ヲハ見拔タル仕形ト、寄會申候而申事ニ候、

一 摠右衛門殿又之丞殿源五殿江ハ五月二日ノ日付ニテ狀進申候、此便存之外遲申候、此狀遲相達可申、存候、

一 今以不絶内通向之縁ヲ取、手入有之由承傳申候、此段私共者勿論、各様ニモ御快方ニハ不被思召趣ト存候、定而皆様ニハ御存無之茂難計候而苦々敷儀ト存候、何ヲシホニ御面目有之、御出仕被成能様ニ可有之候哉、此段ハ不及申、手入才覺之方迄存候前御坐候得共、存切

無之故存候、ソレハ兎角茂各様前々之御底意候者無御構事、存候、兎角一々思食立儀ト急度存寄候故、如此申進候、能々御勘辨、早々御報相待申候、

一體ニヨリ罷登リ御所存承切申儀茂可有御坐候、然者此連名様之内ナラデハ得御意申間布候、必以堅ク御沙汰御用捨可被成候、大高様江落着、一宿原様江御同道申立歸罷下申迄候、兎ヤカク長ク申ワケモ無ク候、一生之御暇乞ト存罷登可申候、堅御沙汰無可被成候、只七殿エハ早々被仰遣、可被下得御意申度候、以上

△義士文通曰く、大石良雄正月廿五日之書、二月十六日池田久右衛門と姓名を更たる書、五月廿一日之書略之、堀部奥田が書甚多し、其外原大高潮田武林が書有り、事繁きを以て、要樞の者を取り、趣一なる者之を省略すと

編者曰く、右長江武庸が五傑へ寄るの書は六月中旬の日付なれば、後篇の良雄盟誓を返し、武庸上洛するの兩間に載すべき書なれども、前編の原元辰が三士へ贈るの書に其の主意一致し、對位するを以て叙を素で此に載す、見る人心を用ふべし。

神崎與五郎赴江府並良雄返盟誓事
去程に大石良雄は兼而岡島八十右衛門を以て關東に差下し、離家の近隣に忍ばせ彼が助靜に備へんと議しける處に、岡島去秋より病床に臥し、今に至つて赤穂にあり、故に神崎與五郎則休が節義を遷すべからざる事を知つて之を以て彼に換へんと思惟し、竊に命じけるは、汝速に江戸に下り、吉良の隣所に棲みて姿を變へ形を窺して敵の形勢を闡ふべし、粵に我愛る所の者二有り、一には敵米澤へ整せん事と、二には關東の血勇等速く事を果すを本意として多くは仕損すべき事と、此兩段は深

赤城義臣傳卷之六終

赤城義臣傳卷之七

神崎與五郎赴江府並良雄返盟誓事

去程に大石良雄は兼而岡島八十右衛門を以て關東に差下し、離家の近隣に忍ばせ彼が助靜に備へんと議しける處に、岡島去秋より病床に臥し、今に至つて赤穂にあり、故に神崎與五郎則休が節義を遷すべからざる事を知つて之を以て彼に換へんと思惟し、竊に命じけるは、汝速に江戸に下り、吉良の隣所に棲みて姿を變へ形を窺して敵の形勢を闡ふべし、粵に我愛る所の者二有り、一には敵米澤へ整せん事と、二には關東の血勇等速く事を果すを本意として多くは仕損すべき事と、此兩段は深

我黨の謀を用ふべき處也、動則諸士勇を頼んで敵を侮り事を興さん
 事を早まる、我れ幾度慮ひても小人数を以て本意を遂げん事難しと思
 へり、夫れ古今讎を復するの例甚以て容易ならず、然るを世の人多くは
 彼我生死の論を擧げて、君父の讎は其見たる所を避けず、我命の危殆を
 顧ず、無二無三に奮ひ進み首を得るとも授るとも、此に至つて他念有る
 事なく、唯迅速なる者を善とすと、我甚是を取らず、雙方の天壽は天命な
 れば人力の及ばざる處なり、大切なる君父の讎を謀に拙くして仕損じ
 たらんは智仁勇の道にあらず、天壽の道ありとして、伐つべき時至らざ
 るに強て事を果し、返り討に遇はんは不忠不孝の至極ならん、然らば則
 ち双方の天命何ぞ私に預らんや、若又千たび百たび廟算して首を敵の
 弄とするとも、爰に於ては必ず憾むべからず、將又時至れとも怠りて事
 を果さず、勇無くして怯き者は一向論するに足らざる者なり、唯幾度も

思慮して、天之時人和相成つて百戰百勝を得るを以て仁義の兵法に叶
 へり、然るに關東關西諸士の能否を計り知らん事寔に難し、大學殿の安
 否もさる事なれども、此儀に托して彼儀を鍛練するの道もあり、汝關東
 に下りなば第一同士の志を様し、吉良の動靜を以て日々に註進すべし
 と、所謂計策文一字七佛の秘法を以て割符を定め、四月二日に山科を出
 同十五日江府に至り、上杉の別墅の邊り麻生谷町に店を出し、美作屋善
 兵衛と名を更へ、扇子賣に狀を變じ、讎家の起居を闚ひ、日々に山科に告
 げ、堀部與田に之を議る、抑々神崎則休は美作國の産にして、十三歳之時
 親類と同伴して津山の市中を過りけるが、人有つて同伴人を刺りて走
 り過る、神崎聲をかけて其讎を呼返し即時に伐留むる、因て以て勇名四
 方に聞ふ、其後國を去り赤穂に來つて長矩に事へ歩行扈從す、好んで軍
 書を読み古今の治亂に通じ、暇ある時は和歌を詠じて、葛岡修理太夫の

門下に屬せり、因て以て良雄が心を攪る事も切なりけるとかや、粵に又四月十二日千馬三郎兵衛光忠も大阪より下向して、手寄の爲親しき半人を語り來つて江府の同志と謀を回らす、其後五月廿四日赤穂遠林寺の住僧格梅法師着府して大學殿再興の祈禱を修行す、因て義士又此僧に會して事を計れり、粵に大石良雄は篠崎森の兩人を關東に差下して諸士の志を試るに、多くは大學殿の出世を頼み後榮を心とする者有る事を預め知れば、大高源五忠雄貝賀彌左衛門友信を兩使として、日比預り置たる誓盟の血判を同士の方へ返しける、兩人京都大坂赤穂の間を逐一に經廻りて申けるは、内藏介兼々の存念寔以て大義なれば、容易に其志遂難しと思えり、其上大學殿の安否といへども御一周忌を過ぎても見え侍らねば、大切なる神文預り置かん事無益に覺えられ候、素より會盟は人生の忠信無きに出づる儼なれば、忠勇にして節を遷さざら

ん人は強ち盟誓に及ぶべからず、内藏介心術決斷せざるにより先誓書の印形を返進申され候とて、銘々の血判を切脱きてを返しける、然りとはいへども智勇忠義を該へて金石の志ある者は、再び山科に來り肺肝を明し、新に啜血の盟をなす、然るに良雄が妻は京極甲斐守殿の執事石東源五兵衛が女後香林院なりしが、其腹に吉千代大三郎とて二人の男子、一人の女子あり、嫡男主税は妾腹の子にてぞ有ける、去年三月赤穂開城の時、母に四人の子を副へて但馬國豊岡なる祖父石束が許に預け、其躬は獨り瀬尾孫左衛門と云へる普代の若黨を従へ山科にぞ來りける、既に今年四月に及んで、神崎與五郎を關東に差下し敵の動靜に備へ、大高貝賀の兩人を以て諸士の盟誓を返して、より後は、嫡男主税を山科に呼上せ、家財を但州の妻が許に分ち贈りて遺物の意を示す、是より先き良雄甚嬌酒に耽り、伏見の里の傾城浮橋云ふ女に通ひ馴て、晝夜の境も無

く酔倒れければ、小山源五左衛門進藤源四郎等議して曰く、良雄は我黨の將帥なり、斯る舉動ありて争で衆を統ぶべけんや、是偏に枕席の徒然なるが故にてぞ有るらんとて、瑞光院主海首坐に議り、洛陽二條通寺町の邊り二文字屋次郎左衛門と云ふ者の女其名の容色艶なるを納れて、妾とす、良雄甚だ此女を愛幸すといへども、未だ伏見の里の浮橋の中絶えずして深州や木幡の里を歩行肌足にて行通ふ、加之祇園八坂の夕暮僧衣を着し、刀劔を解て宴席に戯れ、妓女を携へて洛の中外に遊ぶ、其形勢懼怯にして宛然立つべからざる者の如し、爰に於て小山進藤いと心愛事に思ひけるに、奥野將監は赤穂に於て祿千石を食みて番頭の坐上たり、曾て以て仁義を假りて文武の才に誇りければ、良雄が色慾に泥んで大義を懈るを見て遷動の臆心を以て、數之を諷む、良雄は黙して答へず、奥野熟々と思へらく、我がゝる不覺人に與して争で大事を

遂ぐべけんやと、竟に始を渝へて交を絶つ、讎家の間者此事を聞きて、今は赤穂の黨類怖るゝに足らずとて皆關東にぞ歸りける、

堀部武庸上洛並淺野稻荷生靈芝事

去程に堀部安兵衛武庸は義氣凛々として携ます忠勇凛々として肝膽を推くといへども、京畿山科の見は事延引の論なれば、胸意憤鬱として光陰を送る、江府の同士は浪人の渡世をも營ます晝夜此事のみを計りければ、賄賂を以て敵の向背を圖ひなどして、赤穂の配金何しか盡て貧困既に骨髓に徹す、爰に我黨杉野十平次次房と云ふ者あり、萩原兵助同儀左衛門が姪なりけるが、伯父等が不義を惡み、大石に興して忠義を勵す、然るに杉野千餘兩の黄金を貯へけるにより、我黨の貧窮を見て金を出して救之に、翌年の秋の比に至て終に杉野が金も盡き果てければ、義

士等熱々と思へらく、去年三月より今に至て日數僅か四百余日然るに其黨男女を混じて百余人金錢幾干を費せり、今より後産業なくして何を以てか命根を養ひ志望を果さん、身に漆を塗り口に炭を吞たる例もあれども、何とぞ形容もさまで變零ざらん先に本意を遂げばやとて、日々夜々に急を告るも理なり、就中堀部安兵衛は忍へ兼て六月十六日米澤町の借宅を假初に立出、芝に住ける同士吉田近松に之を告げて、同十八日新橋を發し廿九日に京師に着し、大高源五が隠栖を尋ね忠雄を倡ひて大坂に下り、原摠右衛門が宅に至りて内藏介に引離るゝの義を勸め、中村潮田武林等の勇士を催して不日に關東に下向せんと内談を定む、然るに良雄は是に反して一筋に忠節を忘れず、自己の名聞を取らざれば、如何もして大學殿を以て亡君の名跡に立まほしく、瑞光院に來りて淺野稻荷に願書を捧げて之を祈る、爰に七月上旬の事なりしに稻荷

の瑞籬に大なる靈芝を生ず、義士怪み來り見るに、瑞光院主之を祝して申されけるは、夫靈芝は群草の靈にして王者の慈仁土氣和暢する則は生ずと謂へり、昔日漢の殿中に靈芝を生ず、武帝自ら歌を作つて其祥瑞を賀すと云へり、今日神垣に靈芝を生ずる事、正しく是は大學殿の出世を明神の豫め靈告し玉ふ處ならんと申さる、大石小野寺を始め大高三村等詣來つて願望成就せりと喜ぶ、小野寺重内は其比花洛に住しける上常に敷島の道をも聊踏み見ければ、其時の奉納の歌に、
 八早振神の惠の雨露に人の代かけて出る芝

又奉納の誹諧

神垣や福芝は人の蓋

大高子葉

海山かけて秋の物也

小野寺秀富

變ぬや月の桂の男氣に

三村包常

院主申されけるは、福芝とありても氣候を保ち候哉と問はる、子葉が曰く、靈芝をさいわいたけと訓じ候輩は素より秋の物也と、院主重ねて靈芝蓋に著せらるべきやと笑れければ、子葉重ねて天が下々々と戯れ笑ひ、各々喜の神酒を捧げ賽したりける、斯て堀部武庸は京大坂伏見の間に徘徊し、同士に出府の約を定め、七月廿六日關東に歸んとす、然所に其前日廿五日奥田董盛が飛檄到つて大學殿藝州に左遷の由を告ぐる、堀部武庸之を聞いて手を打つて愁傷し、今こそ大石氏の思殘せる事も非じ、此上は一應内藏介に告げ示して諸同士の衆議を決すべしと慮ひ返して、再び又飛檄を山科及び京中伏見大坂赤穂の間に傳へて、同月廿八日京都丸山重阿彌が端の察に於て衆議を定むべしと觸傳ふ

義士會議于丸山並大學左遷藝州事

斯て堀部が飛檄時付を以て義士の隠棲を逐一に傳へ到りしかば、臥龍の操ある義人所々より出來つて、七月廿八日の辰の刻許より丸山重阿彌が察にぞ馳集りける、其者共には大石内藏介、同主税原惣右衛門、小野寺重内、同幸右衛門、間瀬久太夫、同孫九郎、堀部安兵衛、潮田又之、大高源五、武林唯七、中村勘介、不破數右衛門、貝賀彌左衛門、大石孫四郎、舍弟瀬左衛門、矢頭右衛門七、岡本次郎左衛門、三村次郎左衛門等廿余人なり、然るに進藤源四郎、小山源五、左衛門等は此會議に來會せざるこそ口惜けれ、斯て大石良雄は坐上に在りて人々の異見を問ふに、各々異なる事ある事なし、されども拔群の言を出す者無きは、皆良雄の賢慮を窺ひ互に譲りて未だ談論深きに至らず、時に間瀬久太夫席を前んで申けるは、頃日堀部彌兵衛が書狀を見るに、堀部八旬に向として上方衆の永分別には餘命耐え難し、一人にても吉良の館に殺入り首を敵の弄と爲すとも、是

臣たるの道に於て白し、又亡君に泉下に會して其口を閉づべからず、是なん老後の思出仕んと云ひ起せり、正明も六十に余り若き衆と立双んで甲斐々々敷働も成り難ければ、金丸とは耐久の交深し、追付關東へ下向し、相俱に吉良の門内にて腹搔切つて主意を終るべしと、先達て申送ると云ふ、其時小野寺重内云く、正明の言潔し、秀和も年來の朋友君恩も又輕重非じ、同道して下向し死出の山迄も伴ふべし、勝手次第出足あれと云ふ、其時堀部安兵衛が云く、兼而臣が異見に存するは、是非同士に引分るゝに及んで吉良上州の起居の見定め難きに於ては、手足達者なる者共十人許もあらば、五人宛組て二つに分け、一組を以て大名の供廻に出立ち見付の小路に躊躇ひ、吉良武衛が下城するを待請け無二無三に討取り、心安く腹切べし、又一組の五人を以て直に吉良の館に駈入り、幸にして上野介殿を得たらば喜び何ぞ之に如ん、假令上州を得ずとも彼

館にして戦死せば、年來の宿意此に達せり、最早大學殿の案否は見果つ疾々一同に申合せ切死をこそ仕るべけれ、武庸に於ては此上一日も遅引すべからずと、齒を切つて義を激す、良雄人々の異見を聞きて、各々無雙の忠勇誠に以て感激するに絶へたり、去年以來數々人々の勇剛を宥めて兎角遅引に及びしも、忠義の節を失はじとの遺圖にて候、大學殿の浮沈定まる上は一日も延引すべきに非ず、我九月の下旬迄に上方の要用を果し、十月上旬江府に下るべし、各々先達て出府ありとも必ず敵の動靜を見ひて手を出すべからず、各々内藏介を以て腰拔とせられ、我を離し舍てらるべき計議もありつらん、假令良雄一人懦夫と成つて永く不臣の名を得るとも、君臣の間に於て義忠の道全く立て亡君の惡名を削る事あらば、臣は唯り自己の聲名にかゝわるべからず、其上用兵の術に於ても、孫武の所謂算多者勝、算少者不勝、然況乎於無算乎と云へり、我

大學殿の安否の陽れたる者を以て諸士の心の陰たる者を計り、此を以て彼を鍛錬し今日迄は延引せり、今也忠臣の義を立つべきの秋至れりと、剛斷何時に替つて見へしかば、坐中の同士大に喜び、盃を勸めてとりくくに宴す、小野寺重内手鼓を打つて武士の交り頼ある中の酒宴かなと聲可笑く謠へば、原摠右衛門は故内匠頭長直の近侍にて亂舞堪能なりければ、扇を揚げてつゝ起ち、富士の御狩の折を得て年來の敵本望を達せんと舞收めけるは、叙で勇々敷ぞ覺えける、斯て酒宴も事畢れば、各々再會を契りて思々にぞ立別れける、堀部武庸は潮田高教を伴ひて、翌廿九日に關東にぞ歸りける、粵に是より先き七月十八日大樹鈞命を下され、淺野大學を松平藝州太守綱長に預けさせ玉ふ、其躰自餘の左遷に替り、婦人婢妾家僕に至つて數十人を従へ、同月廿八日東都を發し、藝州にぞ赴れける、堀部潮田濱松の驛を過るに大學の駕に行逢、兩傑匹

馬に跨りながら之を餘所に見なして打過ぎけり、八月中旬に至つて大學伏見に着し玉へば、赤穂の浪人我も々々と出向ひ、再び出世あらん事を賀す、良雄は采薪の憂を告げて出ず、其餘の四十餘人の們一人も出向はざるこそ勇々敷けれ、斯て堀部潮田は八月十日江府に下着し、潮田は江戸の分野を委しく聞届けて、同月十七日近松勘六を倡ひて京都に立回る、堀部は夫より本所三ツ目江戸崎屋が表店を借り、兵法指南と稱して吉良の形勢をぞ聞ひける、

良雄寓四條道場並進藤小山避盟事

去程に淺野大學藝州に遷され、赤穂城は永井伊賀守直敬に賜りければ、大學の出世を頼みて假に忠義を爲せたる奴原盟に遠ふ者少からず、然といへども四十余人金石の者共は、今は心に懸る事無しとて、猶更義死

を一に決し、剛断余義無くぞ見えにける。斯て良雄は外戚池田玄番が招きに應じて備前に赴くと稱して、山科の棲居を八幡の僧證證に與へ、閏八月朔日山科を辭し出、都四條の道場梅林菴を借りて暫時の寓居とす。折柄菊屋彌兵衛と云ふ絹を賣る人親しく出入したりけるが、此者に命じて父子及び其外同士の、裝束を拵へさせけるに、腹巻仕立の着籠裏に萌黄の金欄を用ゆ、浮紋の裁付、紅梅裏の黒小袖、羽織は黒羅紗を用ひ、衽と袖覆輪とを白く大筋にして、頭巾の裏には兜の鉢を裏み納れ、火事裝束をぞ摸しける、父子の出立割符を合せたる如く、同じ絹を以て製之、其外同士の着籠は紅の布を裏に用ひ、裁付を脚引に替へたり、其外小袖羽織等思々に地絹を替へたれども、羽織の大筋と小袖の紅裏頭巾の前立物等を以て相印と仕ければ、摸様を用ふる事は四十余人に至つて少しも違へざりけり、粵に其比寺井玄溪と稱する醫師あり、元來京師の人にし

て醫術を以て長矩に仕ふといへども、變に因て再び京師に客たり、良雄は東行を究めてより、彼玄溪に命じて家財雜具を賣しめ、田圃を質して金銀を集む、摠而去年三月以來謀略計議に抛つ處の黄白數萬兩に及びければ、錢金既に盡果て、諸士一統の關東の羈行奈何あらんと思ひければ、内藏介も思ひの外に當惑して、重代の重寶ども所々に遺物の心當有りけるをも悉く售沽却をぞ仕たりける、然るに進藤源四郎小山源五左衛門は日比義武を好んで、拔羣立派なる者なりけるが、素より大石良雄に由緒あれば、武門の先習に倣は、好悪危殆を同ふすべき物なるに、況んや君の讐を復する忠孝の節に於けるをや、寔に進む事の疾者は退事又速なりと謂るも宜なりけり、去年三月赤穂開城の砌は、進藤小山一番に進んで血を刺して城中に會盟す、然るに其鐵心忽に鎔けて、今良雄が關東下向を定めたるを、姦凶を以て言を巧にし、其義氣を挫ぎ、良雄を

懦夫と爲して己が不義を蔽さんとす、因て寺井玄溪を以て良雄に告げ
 て曰く、夫臣として君の讐を復する事勿論なりといへども時未だ至ら
 ず、衆心一致せず、我輩々の徒を以て勢強大の讎然も其備懈らざる者
 争でか容易く本意を遂げんや、愁ひなる事を仕出し、再び御一門家の難
 儀を仕出し、天下の人口に謗れん事、猶更君家の瑕疵にして其耻雪上に
 霜を加ふるが如くなるべし、如何も謀を帷帳の内に決し、進んで百發百
 中を指定めて後關東下向あるべし、我々は正しく親戚の交り深き者共
 なれば、必ず存亡を俱にせずんば非じ、少焉關東の征行を止めて、其黨類
 を指向け、江府の血勇等を静めらるべしとぞ云はせける、良雄玄溪が言
 を聞きて從容不迫として溪に謂つて曰く、夫れ人の禽獸に異なるは何
 を以てか然るや、仁義あるを以て人とし、仁義無きを禽獸とす、素より君
 父の讎と俱に天を戴かざるの經言なり、然るに今日迄遲引せし事大學

殿の安否を見果んと、の忠心なり、既に大學藝州に左遷し玉ふ、其爲體最
 聊げなし、夫れ我心術に於ける、假令大學殿に亡主の蹟目を立下された
 りとも、必ず臣は主意を顯して死なすんば有るべからず、是則ち去年赤
 穂開城の日に誓ひし趣なり、其義如何と云ふに、城中に於て數々會議
 をなし、遠慮を回して終に城を開くに至る者は、大學の在す事なれば亡
 君の跡式若もと思ふ頼ある故なり、假令亡君憤を懷きて死し玉ふとも、
 死後の面目を雪るゝ程の事さへあらば、諸士一黨して吉良を恨むる程
 の事にも至らじ、其時に至ては良雄一人こそ其主意を果さめ、若又大學
 出世ありて亡主の面目も清く首尾十分なる上、臣死を偷みて生を保つ
 事有らば、主命無くして城を致へしたるの主意立ち難し、命令無の城を
 開きて人口の誹謗を得るは、主君兄弟の耻を雪るべき國家社稷の存亡
 を埃つ故なり、是臣が義名を毀ふとも、君上に忠だに有らば自己の高名

を取らじとの心法也、然るに今官裁嚴重の上大學、誦せられ、讎家益々勢
 ひ有つて亡君の耻辱日々に増る、主君泉下の積恨日を遂つて深重なら
 ん、此時に至つて臣として何ぞ性命を保たん、今既に讎を復すべきの秋
 至れり、其上臣謀を出して敵をして懈らしめたり、今發して必ず羽林翁
 の首を見るべし、譬へば又首を獲ずして死するとも、暗然として生を偷
 みたるには似るべからず、天下の人口に笑はるゝとも、臣が主意をだに
 終らば更に憾むべからず、義武の道を重んずる者、義理の必然に死なす
 んば武夫とするに足らず、譬へば乞巧非人となるとも、一度は必ず本望
 を達すべし、此旨を以て進藤小山殿に傳へられよとて、詳かに玄溪に説
 きければ、寺井は良雄の忠信の言に感服し、至極の道理に徹して、小山進
 藤に此事を告ぐる、兩人素より剛斷無くして、義を制する事能はざれば、
 至理也とは思へども、尙言を作りて、良雄思慮淺くして、必ず事を仕損す

べし、此上は是非に及すと云つて、終に親戚の交疎に成り、盟を捨て、
 約を變ずるに至る、嗚呼武人は是を思はざるべけんや、假令拔群の勇名あ
 る者といへども、節に望みて斯の如く遷るべき者は頼むべからず
 演義盟傳に云く、進藤小山盟を避くる事甚理ありと、其義如何と云ふ
 事を知らず、然りといへども、今に至つて之を見る時、四十余人を忠義
 の臣として、其高名乾坤と俱に消滅せざる則は、其黨に泄れたる人、時
 に當つて如何なる忠恕あり、逆も不臣の汚名免れ難し、然を況や巧言
 を以て盟を避けたるをや、此事に付きて一つの辨あり、大石良雄が遺
 言に因て、瑞光院主海首坐元祿十五年の春、關東へ下向せられて、良雄
 を始め四箇所の義士に逐一に面接ありし時、淺野土佐守殿の許なる
 瑤泉院婦人をも訪はれけるが、婦人何等の族抄は無くして、進藤源四
 郎小山源五左衛門の兩人は何とて此黨に泄れけるぞや、大石内藏介

は不義を行ふとも、此兩人に於ては斯は非じと兼て頼み思ひつるに、思ひの外なる事共なり、人を知る事寔に難ひかな、院主上洛あらば兩人の者に我言を告げて、其心術の如何と云ふ事を詳密に書記し、速に我方へ賜はるべしとぞ申されける、海首坐領掌ありて洛に歸り、兩人に此事を演説せられければ、兩人則ち一封の書を以て院主に寄す、院主則ち土佐守殿の許に贈られければ、婦人則ち其書を見あり、土佐守殿に返されしかば、土州又院主へ還し傳へらる、院主又封の儘兩人が手にぞ渡されける、其時瑤泉院より海首坐へ別紙の書に進藤小山兩人が書を開て安心せりとの趣なり、學に辨論を立つるに至つては、素より理は一なる物なれば、盟を避けて生を偷む者に如何ぞ義理ありと謂はんや、若又良雄が勃興するを見て時未至らすとして少焉の性命を保ち、良雄が過つて仕損じたる處を再び興つて必定事を遂げ

終るべしとの眞忠ならば、四十余人伏誅の後に至つて速に殉死して其志を顯すに非ざれば、其義立ち難く、寺井玄溪を以て良雄が東行を止め諫争仕たりし主意立たず、爰を以て忠言空しく偽となれり、兎角武人は宜しく死然を得るを以て道とす、後人夫れ恐れざるべけんや

義士去妻妾元辰避姻族並大野賊臣之事

斯て良雄は進藤小山が異見を用ゐず、一向關東征行の用意の外は他の事なく、愛妾輕女屋が娘に品々の形見を與へ親が家に返しける、磯貝十郎左衛門近松勘六共に藤井彦四郎が婿なりけるが、磯貝謂らく不義なる父が娘と少焉も夫婦の談ひを爲さば、俱に其不義に與するに似たりとて先達て妻を去つ、近松勘六は春江戸に下り秋上方に歸りけるが、藤井が棲みける攝津國萱野に往いて金子などを贈りて妻に暇を遣しけ

る、其他の義士江戸京大坂伏見赤穂の間に於て向從々々に妻子をぞ忍
せける、爰に原惣右衛門元辰は大坂の北老松町の野逃れ曾根崎の邊り
に住みけるにより、同國小坂田村の百姓喜左衛門と云へる者に女を嫁
すべしと約す、元辰熟々と思惟して、父として子を思ふ事天道自然の事
なれば、我死後に至つて彌ど流浪に遇はん事を不便に思ひ、女を農家に
嫁せんとは約したれども、我東武の鬼と成つて後、元辰こそ君の警をば
復したれども命生んとの所存にてや、事の後の隠所に女を郷村に嫁し
置たるが、思ひの外に討死したるは詰腹切りたるはと、衆愚の下墨に遇
はん事無念なるべければ、我命の内には姻族の縁を結ばじ、幸だに有ら
ば飢死をもせじと急度思ひ付きて約を變せんと思へども、今更爲方無
ければ喜左衛門に告げて急に婚姻の禮を行はんと云ふ、喜左衛門其意
に任せて則ち妻を迎ふ、既に五日回りに女來り、六日目に元辰喜左衛門

父子を招請して、刀を以て引出物とし、其坐を避けずして云ひけるは、近
比無心千萬ながら仔細あれば、女に暇を賜はるべしと云ふ、婿男大に仰
天して返答にも及ばず、忙然果てたる體なり、原云く不審し、玉ふは尤な
り、我遠慮なくして此事に及びたれども、行當りたる事ありて、今更如何
とも仕難し、主意は神文を以て盟ひたれば、口外仕難しと云ふ、喜左衛門
父子即坐に血を刺して神文に及ばんとす、原が云く、足下父子と臣は姻
族の好に因て交を取といへども、正しく是は私事なり、今又主意を口に
出さざる事は、正しく君上の公事なれば、足下達の底意を疑ふには非ざ
れども、如何ぞ公を以て私に換べけんや、其上輩に血を刺して盟たれば、
譬へば首を溝壑に喪ふとも、此事を以て人に泄すべきに非ず、我心法を
察して強めて糺明せらるゝ事無くんば、我怡ならん、淺智の程後悔する
に及ぶ事なし、一向此事聞入れ玉はれと餘議なく演説するにより、喜左

衛門父子原が義言を聞きて感激に絶えず、則ち其意に任せて假初に妻をぞ返しける。誠に大石氏に與して忠信を守る人多き中に、殊更原元辰等を以て純粹の徒とすべし、然るに又是に反して、賊臣大野九郎兵衛父子が舉動こそ、筆にも言にも及ばざりけれ、禽獸と云ふとも、争でか斯迄は義無からんや、去年三月赤穂開城の時、父子が家財幾干を良雄封印して商家に豫け、耽と渡すべからざる旨を申付けるにより、大野父子大に之を嘆きて、赤穂の商人綿屋善兵衛と云ふ者、京都室町に棲みけるに便り、良雄に告げて、己が家財を乞ふ、良雄聞きて、大野首を下げて今此事に及ぶ、是禽獸に如ざる者なれば、論に及ばず、返し得さすべしと云ふ、大高源五等聞之、大賊が家財金銀渡し得さすべき物に非ず、皆沽却して旅行の料に充てんと云ふ、内藏介さな謂れそと宥て、残らず渡し得さすべきに、究め善右衛門に告ぐる、善右衛門大に喜び、然らば則ち御證文を一通

申請度候と云ふにより、内藏介より赤穂の商人大津屋十右衛門木屋庄兵衛兩人に對して、大野が家財残らず相渡すべき由の證文を出すべきに、究む、善右衛門之を大野に告ぐる、父子大に喜び、目を究めて善右衛門が宅に於て證文を請取らんとするに、内藏介則ち小野寺重内、潮田又之、亟を使として三村次郎左衛門證文を齎みて差向ふ、大野父子も出向ひければ、小野寺重内申して曰く、今度赤穂に於て家財金銀滞無く相渡すべき由の證文を差出さる、忝く思ひ證文を頂戴せられ、其上にて忝き由の父子一札ありて然るべしと云ふ、大野父子辱を忍び一札を出し、彼證文をぞ請取りける、誠に至極の耻辱を忍びて能くも此人々には面談をば仕たりけれ、當時は家老執權と稱して三村二郎左衛門が如きは、馬前の塵を望みて手を拱き、頭を俯て仰ぎ見る事だに、叶はざりしに、道に違へば三村に向つて頭を伏し、恐敬を致す、是を以て知べし人を尊ますし

金十七兩を以て貴院へ寄附すべし、是を以て永代玄利大居士墳墓の洒掃を懈り玉ふなと云つて、上賀茂川上村に於て丸山と云へる山を買ひて此院に寄せたり、其寄附狀に曰く、
一當寺ニ冷光院石塔ヲ建置候ニ付、爲墓料金子百兩淺野内匠頭家頼之者共令寄附候、永代香花無斷絶、後々之御院主相續所、庶幾候者也、仍如件

淺野内匠頭長矩元家頼

大石内藏介良雄印判

元祿十四辛巳年八月十四日

大德寺派紫野 瑞光院方丈

同 寺塔頭 拾翠菴

爰に又寺井玄溪は小野寺父子大高等に交深くして關東より山科への書狀を取傳へ、一日は義士を我宅に會しなどして相俱に内藏介が黨に

忠を致す、殊更京師の市中に育ちたれば、家財調度の目利する事を得たり、故を以て諸士の家財弓馬の器等に至つて玄溪に命じて之を買らしめける、搥而良雄の人を使ひけるは器の儘にせしの風化あり、因て以て寺井も良雄の關東の羈行に従ひ行かん事を欲し、瑞光院主海首坐を以つて之を内藏介に乞願ふ、良雄此事を聞きて曰く、今度我々復讐の企に依つて數々會盟して黨を結ぶ、赤穂普代の武士といへども臣が心腑に落ちざる者は曾て以て之に加へず、斯云へば玄溪を以て不臣に准ずるに似たれども、全く以て左には非ず、事の後人ありて、赤穂の家中人に乏しくして新參の醫師迄を語ひて主人の敵を討たりと云はれんは、彌々亡君の耻なるべし、寺井は正しく新參の輩にて君の祿を受たる事幾干ならず、此黨に泄れたりとて人強に誹るべからず、此儀に於ては一向思ひ止りて可なるべしと云へるにより、院主良雄が命を以て寺井に傳ふ、寺

井が云く、君が一日の恩の爲に妾が百年の身を過るとこそ承はれ、我平生兵務の職に非ざれども、正しく君の祿を食みたるには紛れ無し、爰に於て何ぞ新古を論ずる事あらんや、然れば則ち恩を謝するに至つて何の異なる事のあらん、傳聞く華陀は戰場に望んで關羽が毒箭の痕を治せし例もあり、素より醫師の攻伐に従ふ事珍しからず、義士各々羈旅の中にありて病に臥す事あらば、我術を以て之を療養し、竟に本意を遂げさすべし、諸葛孔明は絶世の名將なりしかども、炎暑に向つて心神を勞し、温氣骨に入つて五丈原に病死す、今又大石氏も冬月に向つて寒國に旅行す、必ず寒胃の患無き事能はず、各々は武兵の術を以つて君の讎を刺し玉へ、我は茶匙の術を以て義士の病賊を退くべし、是其本を強ぶるの道に非ずや、一向我をも召具し給はる様に計ひ玉はり候へと云ふを以て、院主又旨を以て再び良雄に告ぐる、良雄重ねて謂らく、玄溪が言

其理無にあらざれども、寺井が醫名洛に聞ふ、他の疑はん事をも恐るゝなり、此事に於ては必叶ふべからずと許容の氣色は無かりけり、院主又此事を以て寺井に傳ふ、寺井再三に及で曰く、我武家にはあらざれども斯る言の首尾聊轉倒する事を耻とせり、言を出して徒に止みなんには争でか始より言出すべけんや、今に至ては甚だ面目を失ふに似たりと憤りて止まず、此に於て院主様々に内藏介に諭されしかば、然らば其子玄達を以て道中の間同道すべしと云ふを以て、玄溪も又面目あるに似たれば、其比玄達實父の許に在りけるを呼返して、羈行に従はしめんと約を定む

大石信清兄弟探聞並大石主税下關東事

爰に其比大石瀨左衛門其兄孫四郎兄弟は老母姉妹を從へて京洛河原

町に假栖せり、兄弟素より良雄と同姓の族弟にて因深きうへ、忠義の心を勵す事も等閑ならず、數々山科に通じて計略をなす、然るに良雄山科を出で四條の梅林庵に在て關東の征行を促すにより、孫四郎瀬左衛門兩人共に東武に従ひ下らんとす、一日孫四郎瀬左衛門に向ひ謂ひけるは、我は大石家の嫡流なれば、君恩を報ずるに至りては汝に讓るべからず、我東行して君の讎を復すべし、汝は京師に止りて老母姉妹を看るべしと、瀬左衛門聞きて、兄は家の系統なれば家系を繼いで母堂を孝養し玉へ、我關東に下らんと謂つて互に論じて果さず、雙方徒に止むべき論にあらざれば、鏡の比試に云募りて我下らん人下らんと怒り争ふ體定に以て深切なり、老母此事を聞きて涙を流せども、兄弟に向て何に死して何に存命よと謂はん、に言を知らず、唯忙然として決斷する事なし、母泪を押へて云ふ、互の心術至極の理也、我親の身として剛斷なきも理ぞ

かし、此上は鬼神に告してふり圖を用ゐ、其靈告に従つて一人の東行を窮むべしと云へば、兩人怡びふり圖を用ゆ、其時瀬左衛門天地を仰俯し石清水の方を遙拜して、八幡大神宮此圖に中りて我をして關東に下さしめ玉へと祈念し、三度取つて終に信清勝事を得たり、便ち是志誠心の深きより斯の如くならんと人々感じけり、大石信清怡ぶ事限りなし、夫より關東下向の用意更に暇は無かりけり、然るに其年九月の比に遠んで東都の飛檄日々に至つて良雄が下向を乞事類々たり、其所以如何と云ふに、其比大石無人と稱する老翁あり、則ち良雄とは同姓の族弟にて、其子大石卿右衛門は奥州津輕の主に仕へて無人は江府に浪客たり、老翁七旬に垂として血氣未だ衰へず、勇銳恰も壯年の者の如し、一日片岡磯貝の兩人を招きて奮然として謂ひけるは、我竊に聞く事あり、卿爾主君の讎を復すと、然れども早二年の春秋を経て未だ其主意を果さず、敢

の在所知り難きに至つては力に及ぶべからず、今上野介殿は顯然として眼前に在す事なれば、志だにあらば最難ち安がるべし、骨を粉にし、肉を醃にするとも志遂ぐるを武人の道とす、斯迄懦弱ならんには腹搔切つて主意を顯はせかしと義を激す、兩人の勇士無人が勇烈に闘られて、堀部奥田に之を告ぐる、堀部武庸は間者を用ゐて敵の動靜を伺ひ知り、時至れりとして勇み進む事限り無し、因て以て飛檄を山科に傳へて再三に及んで良雄の出府を乞ふ、良雄此旨を以て嫡男主税に議る、主税良金生年十五歳身の長五尺八寸、臂力常人に超へけるが、父に向つて申しけるは、江府の同士百三十里程を隔て、疑心あるは理なり、此度に於ては誰彼と謂はんより、主税に老功の人々を差副へられ、先達て江府に下向させられば、人々必ず心を決して靜るべし、前方より度々余人を差下されて靜められし事なれば、今度に於ては自余の人々を以て説せらる

るとも、江府の勇士必ず旨ふべからず、臣速に關東に下るべし、君は御心靜に上方の要用を果され、寛々と下向有るべし、盟に違ふ者多くとも必ず御心に懸させ玉ふべからず、必死の者三十人許も見へ候へば、本意を遂げられん事疑ひ有るべからずと、其言語恰も壯老の者の如く、智信を諒へて父を諫む、誠に牛を喰ふの氣有りとぞ覺えける、良雄は大に是を悦び、原小野寺大高潮田等に此事を告ぐるに、各々大に感心して、急に旅行を促し玉へと云ふ、良雄實もとて父子打連れ、先づ武運を祈らんとて、男山八幡宮に參詣し、神前に於て復讐の祈願をこらし、大西坊は肉類なれば立寄りて一宿し、翌日浴に歸り、吉日を撰び、九月十九日人目を忍ぶ事なれば、五條の店にて旅装を促し、關東にぞ赴きける、相従ふ人々には、間瀬久太夫、正明、大石瀬左衛門、清萱野和介、常成寺井立達、若黨には加瀬村幸七を召供しける、日數程經て十月五日江府に至り、石町三丁目

小山屋彌兵衛が店を借りて垣見左内と名を變へてぞ忍び居ける、

義士追々赴東都並矢頭右衛門七等之事

爰に長月下旬小野寺重内秀和、原宗右衛門元辰、大高源五忠雄、岡島八十右衛門常樹、貝賀彌左衛門友信、間喜兵衛光延、同伴して都を出けるが、小野寺妹を洛に残し置きければ、

思出ば音羽の山の秋毎の色を別し袖ぞ共見よ

日數經て箱根山を越えける時、秀和が相知れる人の吾妻より洛に歸るに行遇ひ妹の許に文認めて其奥に、

限りありて歸んと思ふ旅にだに猶九重は戀き物を

是なん唐土の王昌齡が詩に一封書寄數行啼と詠しも今更の別也、斯て日數重り十月十八日江府に著きける箱根より送りける歌に秀和が妻

の返歌

筆の跡見るに涙の時雨來て言返べき言の葉も無し

秀和が妻は灰方藤兵衛が姉なるが、弟の不義を惡み兄弟の義を絶ち、洛の佛光寺の邊りに孀住しけるとなん聞えし、爰に又矢頭右衛門七教兼は武林唯七に交情深かりしが、隆重京より書を贈り云ひけるは、同士思々に關東に下向せり、大石氏も追付け出府あるべき由なり、然る上は早々罷下らるべし、我等同道すべきとの趣なり、矢頭は去年赤穂を出てより父長介と一所に、大坂新地堂島野間屋久兵衛と云へる者の店にぞ假栖しける、然るに父長助は歎血の一人にて忠勇を該へし者なりけるが、圖すも野間屋が家にて病死せり、既に臨終長助右衛門七に遺囑して曰く、我復讐の盟にありて不幸にして今病死す、汝父が志を繼いで君の讐を復すべし、人倫の道忠孝にあり、父が志を繼ぐは孝なり、君の讐を復す

るは忠なり、此二つの物を能くする則は必ず義士ならんと、教兼父の言を以て肝に銘す、然るに家窮めて貧にして父の葬送の禮を行ふ事能はず、兼々用意せし一領の腹巻の外は錢に換へん物も無かりければ、教兼竊に家主久兵衛に告げて彼の着籠を質にして金を借り請け、葬禮を營み梅田の墓所へぞ葬りける、于時衛門七僅に十六歳、斯の如く貧賤に困めども忠孝の大道廢れず、節を守つて移らざるこそ難有けれ、其後喪を勉めて日數を送りける處に、武林が書到つて出府を勸む、教兼彼の二領の着籠無して爲所を知らず、假に偽りて久兵衛に謂つて曰く、先達足下を頼みて質したる着籠、少焉の中見合せ度き事の候間、借給はるべきや、左も有らば少しも遲滞なく返し候んと質しやかに演べければ、久兵衛快く旨ひ、質屋に告げて之を借請け、衛門七に渡す、矢頭之を得て一通の書置を久兵衛に残し、直に上京して武林唯七、小野寺幸右衛門と同伴し

て關東にぞ赴きける、斯て翌年二月義士残らず、東武の鬼と成れる事を聞きて、野間屋久兵衛と質屋某相談ひ、金を投じて衛門七が冥福をこそ修したりける、彼二人の商人は矢頭に欺かれて金を失ひたれども、忠孝に感激して再び金を抛つて惜しへとせず、是諺に謂ふ盗に負なるべし、誠に衛門七が英氣大行細謹の格言に叶へりと謂ふべし

良雄遺言 瑞光院主並輕女彈琴祝羈旅事

去程に良雄は造次頓肺肝膽を碎きて精忠を存しければ、天地の神明感動して其黨終に成り、京畿の義士残らず、關東に赴き其身は殿に東行せんと欲す、誠に去年赤穂開城以來、良雄の心腑を弊したる事假令するに物なし、其志至れり盡せり、既に首途の吉日を豫し、十月七日を以て其日と定む、爰に其比蘇州廣島の士に津田某病を憂へて保養のため在京す

る事あり、一日津田良雄に語りけるは、當月十六日廣島の有司何某上洛の沙汰あり、是必ず大學殿の吉事を告ぐべし、是を聞きて下向あるべしと云ふ、良雄曰く、已に事決断して諸士残らず關東に差向ふ、此上如何なる仔細ありとも猶豫すべきに非ず、事を行ふに節あり義あり、今迄遅引に及びたるは皆是節義に據ればなり、此に於て何をか願みんと云ひて津田が説を用ゐず、其時進藤小山此事を聞きて再び諫めて曰く、津田が言可也、今暫見合せ玉へ、賢息主税下向の上少しの延引は何か苦しかるべきと云へども、良雄更に之を容れず、諸同士に向つて日限を約したれば之を變じて信を失ふべからず、今は一日も遅引成り難しとぞ答へける、然りといへども進藤小山は深き由緒ある者共なれば、彼等に引離れし事を果さん事、良雄大に快とせず、潮田又之丞を使として、今度の下向は是を涯りの離別なるべければ、一入殘念に存する間何とぞ各々一同

に罷下らばやと社存候と云はせけるに、進藤小山は思ひも寄らぬ氣色にて、關東の奴原浪人の貧苦に責められ餓死せんよりはと思ひ立ちて、惆悵を知り玉はず、良雄端無くも彼等に與せらる血氣の勇を以て事を遂げん事思ひも寄らず、兩人は時を得てこそ下向仕るべけれと返答す、潮田此旨を以て良雄に告ぐる、此時側に若黨瀬尾孫左衛門在りけるが、良雄に向つて申しけるは、進藤小山殿は親しき御一族にて御兩人の異見尤寛容に覺え候、大學様の幸とあらんには、何に換へても見合せらるべき事なるに、殊更少焉の延引は何か苦しく候べき、此度急に下向あるに於ては大石の家系も断絶するは必定なり、御先祖への不孝にも成りなん、先づ津田氏の御諫を御許容有つて、幸事を御聞合せ有るべきを、とぞ申ける、其時良雄從容として謂らく、時を得て行はざれば却而天の災を受くるの戒あり、大學殿龍興に乗りて左遷あらば赦免の日も有る

べし、公裁寛宥にして事勢尙解け難し、唯恨めしきは大學殿の心術なり、
 何の面目有つて妻子を引具し、廣島には赴き玉ひけるぞや、君の家系斷
 絶する則は臣部類を盡して死すとも猶足るべきに非ず、然るを況んや
 臣が家系の如きをや、爰に於て少焉も猶豫すべからず、既に當月七日の
 發足の事は諸同士に堅く約束し、廟算に決する處なれば、二度之を翻す
 べからず、孫武も將の徳を論ずるに、智信仁勇殿といへり、假に今内藏介
 我黨に將たり、春以來我遅引する事を諸同士甚悶れり、今更其約を變じ
 て遅く下向する事有らば、信を人に失つて事必ず成り難し、汝重ねて諫
 むる事莫れと申しければ、瀬尾二度言を出さず、唯々として退く、瀬尾は
 大石家普代の者にして、赤穂開城より今に至つて、其雄に從屬し、啜血の
 盟に入つて、貳なき者に見えたりしが、今の一言に因て、其雄忽ち彼が心
 の動く事を知つて、用金一萬餘兩を湖田近松三村の三士に托して、彌々

七日に發足を定め、六日の日に瑞光院に參詣して、亡君の墳墓を洒掃し、
 終日彼院に在つて、餘波を惜み、越方行末の談話にいと冬日の昏安きを
 を嘆き、百年の後の事を院主に託して曰く、臣は淺野普代の世臣にして、
 存亡を社稷と俱にすべき者なり、然りといへども、今君家の如き君死國
 家俱に滅ぶ、是危急存亡の秋にして、臣が死然を得るの時也、然而君の祖
 考臣が先考君臣代々心を屬する事厚うして、恩義他に異なり、然るに去
 年三月君其志を果さずして、幕府に坐せられ、社稷俱に傾頽す、臣として
 一日も生を保つべき謂なしといへども、讎を復せんと思ふ故に、今日迄
 は難面命を存へ候ひき、既に明日關東に赴き候に於ては、定めて近々同
 士申合せ、吉良殿へ恨を果すべし、未だ其黨何十人と云ふ員數は知り難
 く候得共、概上方に於て必死純義の者三十餘人に及べり、江府に罷在る
 者の中金石の者十餘人許も相見え候得ば、其志を終へん事疑ふべから

す然れば我れ黨を締ひび衆を動うごかし幕府を躁動そうどうするの罪あれば悉ことごとく皆縲な繼つせられて巷衢ちやうくの戮ころを免まるべからず素もとよりこれ我黨の庶幾しよきふ所なり
 譬たとへば又百千に一つ死刑を宥なめらるゝ事有りとも良雄父子に於ては
 必ず自滅じめつせずんば有るべからず當院は君家重縁じゆうえんの由緒よしゆもあり親まり貴
 僧は瑤泉院殿の族弟しゆていにて御坐事おんざなれば臣等心を屬まする事他に准じゆんせず
 故を以て去年玄利大居士の墳墓ふんぼをも建た置かき候まひき臣等何地どこに身みまか
 りぬとも靈魂れいこんは必ず貴院に止とむべし是我門わがもん一致いっしに申合まする所なり然
 れば則ち臣が徒死刑とどろに臨まば重じゆう事の者の屍空しかはなしく曠原くわうげんの閻えん骸がいと成なつ
 て禽獸えんじゆうの腹中はらちゆうに葬ほうらるべし仰願おんがんくは其肉しにくを鍛つぎて成なりとも當院の地
 に葬ほうれば身後しんごの幸しゆ之これに如ごとく事有るべからざれば其毛髮もうはつの微ひなる物に
 ても黨たうを統すべて一器いに納なめ當院に送くわるべしと其預人よじんに託たくし置かくべし
 其物當院に到來次第とらい亡君玄利大居士の墳ふんを中央ちゆうやうに置かき其黨たうを以て如

斯かに排はへ葬ほうり給たまふべしとて懐中より一紙の指圖しゆとを出し院主いんしゆに示しす院
 主いんしゆ感激かんげきからず涙黒衣なみくろいの袖そでを漫まして申まされけるは心安しんあんかれ足下あしもとの一
 言い羊僧じやうそう已すでに肝かんに銘めいせり必ず言ことの如ごとくにして當院に墳墓ふんぼを築きくべしと
 應諾おうだくせり良雄又曰いはく此事貴寺きしの力を以て叶かなふべからざれば今いま黃白わうはくを
 以て殘し置かき度存たすれども御存ごぞんの如ごとく諸品しよひんを售う拂はひ集ある處ところの金一萬
 兩りゆうならでは無な之事ことなれば亡君むじゆうの祠堂しだうをさへ約諾やくだくの如ごとくには得寄附とくきふ仕
 らず是而これのみ已すで心外しんがいに候まへども物には主用しゆようの二つあり今度いまの一舉復讎いっしよふくを
 以て主とし其他は皆用みななれば若し今關東いまに下向げかうし敵てきの分野ぶんげんに依よて何
 年延引ねんえんすべき其程計そのほどり難がたし先達せんたつて財用さいようみだりに用もちひ難がたく若又し不日ふじつに
 本意ほんい遂つぐべき道みちも相見あひまえ候まはし先達せんたつて差上さしあすべく候まと懇ねんに遺言いごんして
 其夜極晩そのよに及およんで瑞光院ずいこういんを立出たけるに是を限かりの餘波よと思おもふにぞ取
 傳たへたる梓弓すしきゆう心引こころひれて躊躇ちゆうちゆうれば海首座かいしゆざも俱ともに立出たで二條寺町にじょうじまちの邊へり

なる良雄が籠深かりける。二文字屋の輕女が家迄見送りて、院主は紫野にぞ歸られける。斯て二文字屋が一家は良雄の東行を不審りければ、名残を惜み羽觸を勸めて旅行を祝言けども、輕女は打しほれて燈暗うしては數行虞氏が涙と口すさみければ、良雄斯る目出度首途に數行の涙とは思寄すや、夫常を手馴れし調和をと申しける時、輕女琴を引よせて、七尺の屏風は躍るともよも躑躅羅綾の袂は引ばなどか截ざらんと唱歌を變へ、爪音に殺勢を籠て彈きければ、良雄心に咲を含み、珍しの今の一曲や、哀實武藏鎧流石にかけし余波の袂をと引離してぞ立出ける。

良雄關東下向並義士蟠屈干隱棲々々事

明くれば十月七日の黎明三條の店より旅行を進む、相従ふ人々には湖田又之亟高敷、近松勘六行重、三村次郎左衛門包常、若黨には瀬尾孫左衛

門、室井佐六をぞ召具しける、其外中間一兩人、已上十人には過ぎりけり、されども此體にて直に幕府に入らん事、旁恐ありとて駕を鎌倉に枉げて三日彼地に逗留す、先達聞へければ江府より堀部武庸出迎ひて長途の勞を慰し、讎家の形勢を語り、同廿六日池上寺の邊り平間村に富森介右衛門が兼而買置ける家あり、已上八人此處に忍び暫く府中の消息を伺ひて夜に紛れて殺町主税が隠栖、小山屋彌兵衛が裏店にぞ到着しける、此小山屋が裏店は國々の訴訟人などの借家なりければ、垣見左内と云ふ者近江士なるが聊訴訟の事ありて在府す、驍年なれば叔父垣見五郎兵衛、後見の爲同宿すとぞ偽りける、斯りければ同士毎日々出入しけるにより隣家人目を憚り、町人の姿に成り一刀にて來る義士も多かりけり、何も深編笠にて忍ぶ體なれば、怪み不審る人も少からず、毎度の會議五郎兵衛亭主にて原吉田小野寺間瀬の人々而已對談して其

他の若者は議せず唯耆老の説話を伺ふ許也

石町三丁目小山屋彌兵衛裏坐鋪

店借垣見左内大石

垣見五郎兵衛左内叔父

仙石中庵小野寺重内

菅谷半之丞

原田斧右衛門湖田又

森清介近松勘六

三村次郎左衛門

内藏介若黨二人瀬尾、室井

近松勘六江州在所より來候僕一人

已上同宿十人

新麴町六丁目大屋喜左衛門裏店

店借田口一真吉田忠左衛門

田口左内吉田澤右衛門

和田元真原宗右衛門前田替松井仁太夫不破數右衛門

寺坂吉右衛門

已上同宿五人

新麴町四丁目和泉屋五郎兵衛店

店借山彦嘉兵衛中村勘介

三橋淨真間瀬久太夫

那武八郎岡島八十右衛門岡野九十郎金右衛門

間瀬孫九郎 仙石又助小野寺幸右衛門

同小市郎ヒヤトヒノコラツバ日備小僕一人

已上同宿七人

新麴町四丁目大屋七郎右衛門店

店借原三助千馬三郎兵衛

柚庄喜齋間喜兵衛

間十次郎喜兵衛嫡子中田藤内中田利平次

間新六十次郎弟

已上同宿五人

新麴町五丁目秋田屋權左衛門店

山本長左衛門宮森助右衛門妻子ナ下一所ニ被居候

芝通町三丁目濱松町檜物屋惣兵衛店

高島源野右衛門赤地源藏 檜武助矢田五郎右衛門

已上同宿二人

初八町堀後本町

松村隆圓村松喜兵衛妻子一所ニ居住

深川黒江町撞米屋某店

店借西村丹下奥田貞右衛門 西村清右衛門奥田孫太夫

丹下醫師ニテ少療治被致候此仁實者近松勘六之弟也但午ノ霜月

初比妻并清右衛門娘ヲ内藤伊織殿長屋江被爲呼候奥田ハ内藤家

之屬人也内藤家者長相外戚

芝源助町

内藤十郎左衛門職員十人召仕村松三太夫喜兵衛男

富田源五壹野和介

已上同宿四人

南八町堀湊町平野屋十左衛門裏店

店借吉岡勝兵衛片岡源五衛門尾清水右衛門七矢頭

脇屋新兵衛大高源五 田中源四郎田中貞四郎醫師

貝賀彌左衛門

已上同宿五人

本莊林町五丁目紀伊國屋店

長江長左衛門堀部安兵衛 木原武右衛門毛利小平太

横川勘平 石田左膳木村岡右衛門

小山田庄左衛門

申村清右衛門

鈴木重八郎

僕一人

已上同宿八人

本莊三町目横町紀伊國屋店

杉野九郎右衛門十平次

勝田新左衛門

渡邊七郎右衛門武林唯七

已上同宿三人

本庄二ツ目相生町三丁目米屋某店

米屋五郎兵衛前原伊介

小豆屋善兵衛神崎與五郎初賈子

舊士入盟群臣違盟竝神崎則休絶纒自解之詞事

粵に昔時を考るに周鼎傾ひて三代の風化衰へ、戦國の際に逃んで諸侯

類りに會盟す、儼ち是仁義廢して人忠信鮮く攻伐を以て天下を併せん
とす、於是性を刺し血を嘔り神明に託して忠義を奨め上下存亡を俱に
す、然りといへども義存する則は終を克し義亡ぶる則は始を渝ふ、乃是
義は天道の公にして霄壤の際に遁るゝ處これ無き所以なれば也、是以
て尊ぶべし、聖人の風化禮樂の盛徳恭しうして以て四海の中僉兄弟な
る事を、然らば則ち此に何ぞ會盟するに至らんや、吾日東といへども又
然り、上代神聖の徳盛なりし時は人正直にして盟誓の術に預らず、尤忠
信なりき、良雄の如き俊粹の徳器、末代に出づるといへども、豈其化能く
乘に逃ばんや、是管仲が齊桓を佐けて周の遺法に倣ふといへども、惟り
能く師尙父の武王に於けるに及ばざるの謂なるべし、然るに去年三月
赤穂城中に於て城を枕にして殉死を決したる者、又其後山科に至つて
追盟せし者、一百餘人、道義廢れて諸邦に逃去り、違盟者六十餘人、前原宗

盟傳序錄六十八人神崎則休註錄六十人是等は君恩を荷ふ事の深重なる者なれども斯く不義を行ふなるに舊恩に感じて新に盟に入る者は又絶世の人傑ならずや先づ其人には所謂不破數右衛門曰室直清之義人野氏父曰治長矩事無きの以前に客と成る又間新六光風は間喜兵衛光延が二男なるが去年外叔里村津右衛門が養子となり父子隙あり國を去つて東都にあり中堂又助秋本但州に寄食す是身に取つて君の祿を受けたるに非ざれども實父兄義黨たるを以て様々内藏介に説き新に盟に入つて忠義を盡す岡野九十郎は其父金右衛門刺血の黨たり病死せるを以て父の志を繼いで盟に入る矢頭右衛門七又然り是等の四人は其齡未弱にして此勳ある事誠に忠良の人傑なり已に節に臨んで迷盟の者六十九人神崎則休が註解與演義盟傳併せ考へて左に録す

奥野將監
高谷儀左衛門
進藤源四郎

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 小山源五左衛門 | 河村傳兵衛 | 糟谷勘左衛門 |
| 田中權右衛門 | 佐藤伊右衛門 | 長澤六郎左衛門 |
| 長澤幾右衛門 | 多藝太郎左衛門 | 豊田八太夫 |
| 各務八右衛門 | 里村津右衛門 | 陰山惣兵衛 |
| 榎戸新介 | 灰方藤兵衛 | 上島彌介 |
| 渡邊角兵衛 | 山上安左衛門 | 幸田與三左衛門 |
| 仁平郷右衛門 | 渡邊佐野右衛門 | 川田八兵衛 |
| 久下織右衛門 | 猪子理兵衛 | 田中六郎左衛門 |
| 酒寄作右衛門 | 梶半左衛門 | 高久長右衛門 |
| 松本新五左衛門 | 近松貞六 | 岡本次郎左衛門 |
| 岡本喜八郎 | 田中代右衛門 | 近藤新五 |
| 大石孫四郎 | 川村太郎右衛門 | 田中序右衛門 |

三輪喜兵衛	三輪彌九郎	小山彌六
鹽屋武右衛門	山羽理左衛門	嶺善左衛門
井口半藏	木村孫右衛門	前野新藏
糟谷五左衛門	高田軍兵衛	小幡彌右衛門
木村傳左衛門	杉浦順右衛門	井口忠兵衛
生野十左衛門	上田三郎左衛門	平野半平
佐々小左衛門	佐々三左衛門	大塚藤兵衛
中田利平次	中村清右衛門	鈴田十八
田中貞四郎	矢野伴介	月岡治右衛門
毛利小平太	小山田庄左衛門	瀨尾孫左衛門

其雄之家人
神崎則休之憤註絕縷自解曰久與野將監逞義而貴家祖山城半右衛門
武功然其鐵心忽鎔而空入不義泥水者也○川村傳兵衛佐藤伊右衛門進

藤源四郎小山源五左衛門俱雖抱忠義如金石臨節忘之乎恰似霜雪向
旭光矣蟬蛭懼薄暮秋蟬惡鴛鴦之類也就中小山進藤有緣于大石而不可
不共死者也彼言曰今欲果事者皆惡餓死而似忠臣也此何謂哉汝棄忠
臣採飢沒歎抱至愚吐言者也有射而楯之所以惡死貪生也○糟谷勘左衛
門田中權右衛門多藝太郎左衛門共義人之有義暫雖屬大石本依性弱忽
變心者也糟谷去歲在江府而隨安井後悔之一旦雖約大石又變尤速也是
謂表裏○六十餘人輩者偏依有貴弟出世浮說也故當此日胸鬱心暗而忘
進退兮漸退知去而去者也間為不善雖如山如淵不足論之始終不入負數
者是頑弱之者也微有知之而去者罪倍之也賜天踏地難使宇宙神靈宥其
咎哉伏希後世夫惟敬之乎

義士撰赤城盟傳並豫讓之事

去程に大石良雄出府したりければ、義士残らず所々より馳せ集り、各々姓名を變じ、狀を窺し向從々々に蟠屈して、離家の隙を闢ひける。神崎與五郎則休は麻布より本所へ移り、前原伊助と同宿し、小豆屋善兵衛と名乗る。始に美作屋善兵衛と稱して、扇子を賣といへども、事の便少しとし、て後には殺物或は菓類を鬻ぎ、又或時は傭夫となりて、彼第に忍入らんと事を計る。前原伊助は米屋五郎兵衛と名を更へ、木綿又は糸類を賣る。二人一所に在つて、俱に肝膽を砕く。素より兩人文武の藝に遊んで、好古略兵學の才あり、術を以て敵の動靜を察し、屋敷の中の廣狹分野を知らんと欲すれども、門監嚴重にして、入事能はず。炎暑に焦され、雪中にイミ晝夜離家の牆壁の下に身を寄せて、心を盡す。二士が功勞比ぶるに、物なし。神崎則休喟然として嘆じて曰く、我黨は則ち豫讓が徒なり、殊更自兩人の困勞漆を塗り、炭を呑みたるよりも難し、いさや諸士が勉めたりし

忠義の蹤を録し、故郷の親戚朋友に傳へて、亡蹟の形見共せば、やと思ひければ、前原宗房に之を議る。前原素より和漢の才を該へたれば、文を爲して復讎の大意を述ぶる、之を赤城盟傳序と云ふ。其文の序次たるや、始には天地の盟變せざる事を録し、終には四十六人讎を復するに日あらざりし事を彰はす、則休熟讀して憤註を爲す、之を絶纒自解と云ふ。又木村貞行跋を題す、神崎が奮註は義不義の臣の剛愎を論ずる事甚だ詳也。夫盟傳の書たるや、前原宗房が序を以て叙とし、神崎則休が憤註を以て盟傳の中篇とし、木村貞行が跋を以て跋とす。兩士序跋に年號を題する事、元祿十五壬午十一月の星辰にあり、誠に此一編は親りに四十餘傑の肺肝を見つべき者也。誠忠純義讀者涙を落し、義を激せじと云ふ事無し。抑々昔時周の末晋の國に豫讓と云ふ者あり、始め范中行氏に事ふ、二氏豫讓が才を知る事能はず、然るに智伯范中行氏を亡して、豫讓を徵して

臣とす、智伯豫讓が國器たる事を知つて厚く寵を加ふ、晋の哀公四年に當つて趙襄子智伯を亡して彼に恨ありと稱して智伯が頭を以て便溺の器とす、時に豫讓山中に逃れて自ら嘆息して曰く、嗚呼悼しい哉我を知られる人の滅びたる事を、我必ず智伯が爲に讎を復せんと、姓名を變じて自ら俘はれ襄子が宮中に入つて俯役と成り、廁を塗る、豫讓七首を懷にし襄子を刺さんとす、襄子廁に入つて頻りに心動す、怪み望れば、則ち豫讓を得たり、襄子が臣等議して讓を殺さんと云ふ、襄子が曰く、彼は義人也、智伯亡びて後無し、因て爲に讎を復せんとす、是賢人なりと云ふ、で竟に免して去らしむ、讓怨未已す、身に漆を塗り、眉毛を鑷み、癩疾を偽り、炭を呑んで聲を絶ち、啞を履り、乞丐と成つて晋陽縣の東の橋の下に隠伏して、襄子が橋上を過るを覘ふ、襄子之を知ずして橋に望むに、馬敢て進ず、襄子曰く、是必ず豫讓ならんと人をして之を搜らしむ、則ち豫讓を

得たり、襄子讓を誦て曰く、汝は本范中行氏に事ふ、智伯之を亡し、爾を召して臣とす、然るに其仇を復する心無くして却而伯に事ふ、我智伯を滅すに至つて伯が爲に仇を復する心深く我を刺さんとする事甚切なり、是何が故に斯に及ぶや、時に豫讓從容として曰く、始め范中行氏我を以て衆人に遇す故を以て我、又衆人を以て之に報ふ、後に智伯我に遇するに國士を以てす、我、又之に報するに國士を以てすと答ふ、趙襄子喟然として嘆じて曰く、汝智伯が爲に恩を謝する事名已に成る、我、又汝を宥して放つ事、義又足る、今は汝をして釋さず、速に誅すべしと云ふ、讓が曰く、臣聞く、明主は人の美を掩す、然れば、則ち君の徳已に至れり、忠臣は名に死なざるの義あり、何、臣名成つて志の遂げざる事を喜びんや、然といへども、臣、又君の徳を感慨せざる事無し、我、速に誅に伏すべし、願くば君の衣服を賜はり、之を刺して、假に其志を終ふるの主意を立てんと乞ふ、襄

子益々彼が義を高しとして則ち衣を與ふ豫讓喜んで劔を抜き三たび躍りて擊之黄泉の下に於て智伯に謁し其口を箝むべからずと云つて自ら劔に伏して死す

赤城義臣傳卷之八終

赤城義臣傳卷之八終

赤城義臣傳卷之九

良雄與衆寫號令於盟書並各心覺悟之令書事

爰に良雄十一月朔日義士を我隱棲に會して評議をなし仇家の夜廻りを定む毎夜四人宛輪任して之を勤むるに薄暮に出て破曉に歸へる其姿奴婢雜人と成つて刀劔を帯びず七首やうの物だも懐にもせず便衣是圖らずも敵の爲辱めらるゝ事ありとも耻を忍びて事の泄れざらん事を要する忠純の主意なり義英は夜いたく更けて駕に乗り出遊し鷄鳴を犯して歸へれる事數回なり四人の夜盪是に附屬ひ前後より挿みて出遊の所を見届け常居の所在を察し其行爲の分野之如何と云ふ事

迄を暗じ、造次顛肺唯心を仇家の中に安きて之を計る、其第宅の圖を堀部が劔術の友より得て、既に十一月七日八日の兩日四十餘人又主税良金が宅に於て新に一味連判の起請文を書す、其前書に曰く、

一 冷光院様御尊體吉良上野介殿可討取志有之侍共申合候處、及此節大臆病者共變心退散仕候者撰捨、唯今申合必死相究候面々者、御靈魂可被遊御照覽候事

二 上野介殿御屋鋪江押込働之儀、功之淺深不可有之候、上野介殿印揚候者茂、警固一通之者茂、可爲同前、然者組合働役好事申間敷候、尤先後之事不可存衆議一味合體、如何様之働役相當候共、難澁有之間敷候事

一一 味之各存寄被申出候處を合、自分之意趣申妨候儀有之間敷候、何にて茂利之當然に可申合候、兼而不快之底意有之者たりといふとも、働之節互に助合急を見繼、勝利之至所を專に可相働事

一 上野介殿十分討取候共、銘々一命可通覺悟無之上者、一同申合散々罷成申間敷候、手負之者於有之者引懸助合、其場江集可申事

右四箇條相背候者、此一大事成就不可仕候、然者此度退散之大臆病者可爲同前候事

右於相背者忝 以下神文

人々心得之覺書

一定日相窮候者兼而定候通、前日之夜中物靜に内々定置候三ヶ所江集可申事

一定日至候者兼而定候刻限可打立事

一 敵之印揚候時者引捕候場江可令持參候、其時者首取次第其骸之上着を以裏可申候、若上使など御馳着候者、此首泉岳寺江持參仕度存念に御坐候、然共御免無之上得者不及是非御歴々之印をむさと打捨難候

以御下知彼屋敷江被遣候様に茂可有御坐敷其段御指圖次第可仕候
 其上勝手次第と於有之者泉岳寺江持參仕御墓所江可備事
 一息之印揚候者持參不及打捨之候覺悟可心得事
 一味方之手負者隨分成次第引退候分別肝要候乍然肩掛候而茂難成首
 尾候者印を揚候而引取可申事
 一引取候場者可爲無縁寺候但無縁寺江不入候者兩國橋東之橋際之廣
 場打寄可有之事

一引取候途中江近所之屋鋪方より人数を出押留候時者挨拶之事其實
 を告候而私共何方江茂逃去候事更無之候無縁寺迄引取 公儀御見
 分之使を請旨趣を可申上志候乍去無心許思食候者寺迄御附可被成
 候一人茂退散之者無之可申事
 一屋鋪より追手馳出追來候者總人数踏留勝負可仕第一頭を不奪覺悟

專一候事

一勝負之内御檢使有之候者大門を不開候而くより一人外江出御
 挨拶可申候勝負半候者濟候趣之挨拶心得之事其實を告只今當人を
 も討取申候活殘候者共呼集追付罷出御下知を請申覺悟御座候私共
 所存一人茂退去可申と之存寄にて無御座候門内江御入御見分可有
 之と之御事御座候得共暫御控可被下候討入候者共屋鋪中打散居申
 候得者門内江御入被遊候時卒示之儀無心許奉存候追付門を開可懸
 御旨を申堅く門を開申間敷事
 引取候節兼而認置候書付文箱入竹扱場所可立置并頭立候者六七人
 人数之書付懷中可仕事

已上

羽林翁退居嗜茶竝大高横川以術定夜擊期事

去程に羽林翁は高家の役御免の後は吳服橋の屋敷は召上られ本庄一ツ目の別墅のみに棲て徒然の戲遊には茶道を以事とす其道に堪へたる醫師畫工沙門桑門或は商人にても術に達したる者を駈り促して殘老を樂めり然りといへども本庄は河邊にして濕深く嘉遯快からざれば上杉麻布の別業に新宅を造り年の内に移徒すべしと計れり爰に三十間堀材木町中島五郎作が裏店に羽倉齋と稱する神道者あり堀部武庸之に入魂なりければ數々爰に来て因を取るに家主五郎作は小笠原佐渡守の茶道山田宗變が門人にて宗變と俱に吉良の茶會に出席して馴れ親しむ由を傳聞き堀部天の興ふる處なりと悦び良雄に告げて之を議る大高源五茶事に心得たれば則ち吳服屋新兵衛と號して十一月

十九日山田宗變を訪ひ即座に師弟の約をなし茶湯稽古と稱して數回に及んで彼所に行き音物を賜り交情漸深きに至つて屢々羽林翁の物數寄を尋問ひ宅中の廣狹分野を問ひ良雄に告げて屋敷の指圖に合す十二月三日又山田を訪ひて六日の朝參るべしと約す山田曰く六日は吉良へ朝會の約ありと答ふ源五則ち良雄に告げて五日の夜の夜擊を催す處に六日將軍家松平右京大夫の館に成らせらるゝに因て茶會延引せる由大高五郎作が許にて聞き知り五日の夜討を止めける斯て又同十四日彼宅に茶會ある事を聞きて其實否を決せん爲山田に書を送りて十四日我宅に招請すべしと云ひ送る山田が返書落手して十四日は吉良上州公へ大友近江守殿を茶に請せらるゝにより宗變も彼所へ赴くと云ひ起せり源五是を以て良雄に告げ義士密々に會して終に十四日の夜討を定む若十四日に障あらば十九日は節分なれば必ず

外宿あらじ、十四日を過ぎば十九日と決定せり、爰に又横川勘平は本庄林町五丁目堀部武庸と同宿しけるが、其側に一人の桑門ありて茶事に堪へたり、常々吉良に出入す、横川平日此桑門に因みて交情なり、然るに法師無筆にして常に横川を憑みて筆用を辨す、同月十日又彼桑門を訪ひけるに、吉良の家禮より示す切紙を出して此返書を認め玉はるべしと云ふに、横川心に喜び其紙面を披見るに、何々當月中旬には麻布の新宅へ引越すべし、本庄の餘波に茶會を催すべし、何日々々は先約用捨有るべしとの趣なり、横川則ち筆を染めて應諾の返書を認め桑門に與ふ、法師限なく喜んで之を謝す、折節奴僕出て返書の延引せるを悔ゆ、横川曰く、斯の如きの知音又求め難し返書遅々して不首尾の體ならば我僕に代りて吉良へ使すべしと云ふ、桑門辭して免さず、横川強ひて忠恕を説き、何か苦しく候べき一向之を勉めんと云ふを以て、桑門大に喜悅し

て然らば慮外至極ながら頼存する由を云へば、横川即ち尻からけて、艾箱を捧げ彼宅に至り、途に迷へる體にて那方這方を徘徊して得と野中の分野を伺ひ得て、其後返書を届け、逸足を出して歸りければ、横川天の導を得て第宅を闚ひ知り、良雄に告げて繪圖に符合す、誠は天道公なれども、如斯の嘉期神明の擁護にあらずんば、争でか斯に及ばんや、偏は是寓然の事に非ざるべし、又或人云ふ、羽林翁麻布の移徙臘月の初に有るべきを風邪を惱みて遲滞する中に、十三日の日醫師診脈して風氣未だ去らずと云ふを以て、移徙延引す、因て婢妾の們は先達て麻布に至ると云ふ、

良雄贈書於瑞光院並緋無垢小袖之事

斯て夜半の日限豫め究りければ、義士各々諸反古を燒き失せ、奴僕を出

し忠死を究む抑々去年赤穂開城の時用金分分の殘餘數千兩良雄之を掌りて我黨の財用に盡し杉野が千餘兩の金も盡き良雄が山科の田圃其外家財諸品類を沽却して集る處の金去年三月より今極月下旬に及んで殆五萬三千餘兩此に云處は其雄一々に預許然るに其餘金未だ數百兩有りけるを三百餘兩は帳面を添へて近松勘六を以て瑞泉院夫人の許へぞ贈りける扱又老親妻子ある者は各々其際の形見を送り書狀を認めて思々に其心緒を伸ぶ中にも良雄は瑞光院に細書を寄せて其黨四十七人に決したる事を書記し且用金の殘餘幾百兩を以て約諾の如く寄附すべしとなり是則ち玄利大居士の墓料の不足又は四十七人の墳墓の築料等に志す所也然りといへども其金永く瑞光院に到らざる爰に又緋無垢の小袖二つを海首座に托して是は某常に着馴たる小袖に候へば一つは但州の妹が許へ差下され一つは輕女が所へ贈り玉

はるべしとの紙面なり其紅梅衣裏に數百首の歌を自書せり是なん其筆の素の分野忍ぶもちづりの心の文とも謂つべく院主も限り無く哀に思はれければ即ち三文字屋が許へ二つの小袖を贈り一つは但州へ下すべしとぞ云ひ送られける誠に斯る事を以ても良雄の篤實其剛毅無双なる事を知るべし

編者云ふ爰に瑞光院主海首座は後年に至つて義士の墳墓の成らざる事を憤り思を盡せるといへども窮めて貧しき禪院なれば其志望空しくして十有六年を歴たり于時來年享保四己亥年は既に義人の十七回忌に當れり院主慨然として思へらく我良雄が遺言の旨を安く肯ひ其施金落手せざる故とはいへども今十有六年を経て未其一諾を果さず是我器財無くして事を怠るに似たり若し此義を成就せずして世を謝する事あらば黃泉の下にして彼們に謁し何を以て答

へんやとて俄然として志を起し、享保三年の六月より勘化して其向
 從に志有らん武人の布施を得て、己亥二月四日迄に塔石四十六基を
 造立せん事を欲す、院主の志篤實なりと謂ふべし、誠に何人か彼らの
 精忠に感激せざる事の無からざらんや、既に大石氏の舊地江州大石
 の庄に於ても良雄の鎧を瘞みて石を建て、四十餘人の姓名を併せ刻
 み文を爲して忠義碑と稱す、忠義碑の三字は二條右大臣綱平公書之、
 碑文は幕府の儒臣三宅九十郎撰之、是其美稱乾坤と俱に消滅せざる
 の謂なるべし

爰に又村松喜兵衛入道隆圓は醫を業として本庄に住みけるが、朋友の
 許に遣しける書に、此度の大義老の身にては墓々敷働も罷成間敷けれ
 ど息三大夫が所存に任せて如此と書して、奥に辭世と思しくて、
 命にも換ぬ一つを失は逃隠ても爰をのがれん

前原伊介は播州小野と云ふ所に妹諸本皆姉妹の義に云可成のありしに、文
 は先達で本庄の朋友に托し置きけるが、十三日の日に至つて是をも文
 の中に封じ籠めて給ふるべしとて頼み遣しける歌、
 降つもる雪に見ぬ世の戀きは筆墨の蹟思染ぬる
 爰に堀部彌兵衛金丸は其年八旬に垂々として勇銳凜々然として壯者
 の如し、素より武藝は岳武侯が左右の射にも劣らざれども文學の道有
 る事無し、然るに十三日の夜あらたに靈夢を蒙りける、
 雪晴て心に叶ふ朝哉
 今年は雪降る事度々にして十三日には早朝より大雪降積り、寒威凜冽
 として指を墮す、金丸謂らく斯る大雪には明夜の働如何あらん、關門堅
 く鎖さは屋上を乗踏え礎を穿ちても敵第に入るべき者なるに、哀れ雪
 晴れよかしと思ひ臥牀に着きける故にや、曉に及んで此靈告を得たり、

便ち是神明應護の祥瑞なりとして各々勇みあへる事限なし

義士會泉岳寺並夜擊廟算之事

斯て兼日の約には十二月十四日幸ひ亡君歳暮の忌日なれば早朝より泉岳寺に參詣し客殿に於て其夜の廟算を爲すべしと約しければ既に其日にも成りしかば良雄父子早朝より專岳寺に至れば其餘の四十五人各々辰刻迄に皆々揃ひしかば吹毛大居士の神主に香を奉り廟前に至つて少馬時を移せり是所謂廟算の意にして今宵已に吉良上野介殿に仇を復し候と云ふ事を以て内匠頭殿の廟に向ひ正神敬感して告奉れる也其後各々方丈に來り良雄住持へ申しけるは我々當地の住居浪人の朝夕に堪兼候へば近日心々に他國へ赴き相應の渡世をも致さばやと存じ立ち候今日は亡君歳末の忌日に當り候故側輩共申合せ參詣

仕り又三回忌を取越す志も候各々東西へ分散せば再會計難く覺ゆるにより少馬の餘波を惜み度候掛合の齋を給はり候べしとて白銀三枚を施し程無く齋も終りければ茶給はり度くば此方より可申入必ず御馳走ぶり御無用に候尤時刻を移し談話をも遂げ度候と云ふて戸隙子をさし籠め夜討の評定時を移す人々申しけるは月日こそ多きに亡君の年の終の忌日に當つて其仇を報めん事は則ち天道自然の冥慮人々の誠忠神明に通るが故也必ず本意を遂げん事疑ふべからず譬へば敵九天の上に動き九地の下に匿るゝとも吹毛の利劍に忠義の鋒を磨がば必定羽林翁の首掌握にありと勇進んで商議を爲す其時良雄屋鋪の繪圖を開き分野に隨つて人数を排り隊伍を分ちて備をなすに將基の駒の如き物に四十七人の姓名を書付け分間の指圖に合せて度を究め叙を定め首尾相救ひ左右相助けて臨機應變して奇を出すの本を議る

先東西の兩門あれば我黨を以て二つに分て追手搦手として差向ふべし、二十四人を以て表門東組として我之を統ぶべし、二十三人を以て裏門西組として主税之を司るべし、吉田小野寺の兩人彼に副ふて諸士を指揮せられ進退皆兩人の廳に有るべし、夫れ奇正攻守の勢ひ皆五法に本きて分合を以て節制に従ひ進退緩急の節をなす先づ四十七人を以て二つに分つ者は一つは正、一つは奇、一つは戦ひ、一つは守り、一つは急、一つは緩、正兵二十四人を以て直に進んで表門を打破り立關の前に攻入り聲を發し吉良上野介殿へ淺野内匠頭が奮士共仇を復すと呼はり、出合ふ敵と鋒を争ひ上州公の居間を心懸けて切入るべし、此時必ず逃る敵を追ふべからず、又奇兵二十三人は裏門より殺入り、所々に馳せ散りて聲を上げ敵をして疑はしめ、味方の人數數百人も有之様に匂り敵の勇銳を挫ぎ、多くは庭の中に有つて屋中を働く者の後詰となり、小屋

々々より起合せ後を遮る者を討取り、縮りの備と成つて逃れ避る敵に心を屬くべし、扱又正奇二隊ともに各々三人宛組合せて八組一隊七組一隊とす引くも、驅るも必ず此三人相離るべからず、假令へば此三人一組は一身の如く膠漆の如く勝負に臨んで助け合ひ他を顧る事あるべからず、摠而夜討の法と謂は相詞を以て要とし相印を以て次之、然れども今宵は必ず彼宅中に入つて後、多くは疊の上の勝負なるべければ、提灯を所々に揚げ蠟燭を多く點じ白晝の如くして勝負をすべし、故に今夜は相印を以て要とし相詞は之に次ぐべし、此儀如何と云ふに、亂世に有つて敵陣を劫し營舎のみを破つても勝とする戦法とは大に主意違へり、今夕の闘戰唯上野介殿一人を撃取るを以て勝とす、故に敵人と雖も一人々々を能く見定め指究めて勝負を爲し、事を狼藉に計ひて諸事亂妨なるべからず、斯く太平の御代に有つて如此の所爲上を恐れざる

に似たれども、一圖に主意を果す迄の事にて皆已事を得ざるに出づるなれば、爰に於て假令へば軍旅の粧をなし金鼓旌旗を用ゆるとも義に於て害は非じ、さるに因て幾重にも事を仕損じざらん爲に節制號令を定むる所也、是專する所上野介殿を討ち泄らさいらんの謀なり、然るに其本は味方討無きに出て、又其本は節制號令の二つに出づればなり、偕又相印は兼而定むる處の白布の大筋、金皮の袖符鏡の前立物を以て四十七人の摠符とす、偕又三人組の符は前立の鏡の中にあるはの文字一字を黒く書し、其文字に右字左字の兩品を以て東西組を分ち、良雄を左とし主税を右とす、裝束漸相似て疑しき則は相詞を以て勝負すべし、三人組の中に於ても者老先官の人を以て其長とし、二人は三人の長に従ひ、三人の長は一隊二十四人の長に従ふ、三人を以て一人とし、二十四人を以て一團勢とし、二十三人を以て手足の如くし、一字を以て三人の符

とし、左字を以て二十四人戦隊の符とし、右字を以て二十三人遊兵の符とす、然而上州公を討取り候者、笳を吹て衆に示し、鉦を聞く則は一所に集るべし、上州公の首を得ずんば黎明に至る迄も鬪戦を果すべからず、卯の刻を限りて進退を究むべしと約す

節制令書之事

- 一 山カ谷ト答ル事
- 一 三寸程ノ笛ニ糸ヲ付銘乍襟ニトテ付、誰ニテモ上野介殿ヲ討取候者、此笛ヲ可吹事
- 一 人数ヲ揃候時ハ鉦ヲ鳴シ可申候、鉦ヲ聞則前後ヲ不顧一所集リ可申事
- 一 引取申者、裏門ヨリ引可申事
- 一 三人組互ニ助合會而他ヲ構ヒ申問敷候、假令親子兄弟タリトイヘド

モ、外ヲ願申心ニテハ勝利不全候、三人一身トシテ進退不可失節事

已上五个條

十二月十四日

さて各々黄昏より栖々を出られ本庄の三个所に亥の刻迄に集るべしと、人数を三手に分ちて銘々之を覺悟し、さらば後刻を期すとて午の下刻に泉岳寺を辭し出ける

義士出足於三箇所之事

斯て諸士泉岳寺より棲々に立歸り、黄昏より本庄二ツ目堀部安兵衛が宅、本庄三ツ目杉野十平次が宅、同所相生町前原が家、此三个所を以て裝束場と定め、亥の刻迄に集りけるに、今晝泉岳寺に會せし四十七人、一人も其刻限を違へず、馳せ集りけるこそ勇々鋪けれ、此三个所に於て裝束

を改めけるに、今宵を晴と用意せし事なれば、一樣の着籠に紅裏の黒小袖、黒き羽織に白絹を以て袖と襟とを縫廻し、大筋を取つて胴片衣に代へたり、頭巾の裡に兜盤の鉢を裹み、金皮の袖印に姓名を書するに、故淺野内匠頭家頼何某々々とぞ銘じける、其外今晝の試に替る事なし、但銀の鏡の前立物は夜中其光輝を以て大に疑を定め、且肝要とする符なれば、吉良の門前に至て各々此符を冠し、又敵を討取り無縁寺に引取り候者寺に於て此符を取捨つべしと定む、此説廿餘部之赤城記類不載予今故出、儲食事を調へ上戸は少し酒を過し、子の中刻迄に兩國橋へ三个所より集るべしと約して三所に於て最期の酒宴時を移す、爰に堀部が家には良雄の隊下廿四人會し、又主税が隊下廿三人は二つに分れて杉野と前原が宅へぞ集りける、斯て金丸が妻は女ながらも心剛斷にして、人々の首途を祝せんとて、出陣の禮を用ゐて搗栗毘布などを菓子とし、

敵の首をとりて名をとり玉ふ様にとて菜鳥の吸物をせんとして、鴨を包丁して廿四人を饗應し、土器を出し酒を勸む、良雄を始め各々限りなく悦び、快く酒をぞ過しける、堀部申しけるは、我等は極老の身にて、嚴寒に痛み、且宵よりの心遣ひに、殆草臥れたり、一睡して追付け後より出足すべし、各々能き程に酒を過され、刻限近付かば、出發あるべしと云つて、安兵衛が妻は我女なるを呼び妻と二人に手足の按摩をとらせ、高所して熟睡せしは、誠に以て剛勇無雙の老人なり、斯て子の中刻にも到りければ、各々暇乞して三个所を打立ち、兩國橋へぞ集りける、斯て時移るといへども、金丸未だ睡さめず、爰に佐藤城右衛門堀部九十郎とて二人の猶子有つて一所に至りけるが、二人の者共義士の出足をもてなし、限りなく馳走しけるが、叔父のいたく熟睡たるを見て、早や刻限移れりとして、兩人寄つて金丸を起し、左右より助けて、装束をぞ改めける、金丸長鎗を鍛

錬しけるが、兼て用意せし短槍を取つて試み、今宵の勝負に未だ長しと云つて、鎗七八寸切つて捨て、石突なくては、鉤合はずとて、城右衛門に削入させ、二三度卓鳴し、快々と打笑ひ、妻子に長別の暇乞し、二人の猶子に助けられ、吉良の館へぞ急ぎける、爰に又寺坂吉右衛門信行と云ふ者あり、吉田忠左衛門が隊下の射手、足輕なりしが、始より盟約の員に入り、今宵に至つて志を變せず、吉田が家財の聊障る事有つて、遅く片付けるあり、吉右衛門此事に預りて、丑の刻ばかりに堀部が家に來れり、諸士已に出足せるを聞き、て則ち出んとす、堀部が妻之を引留めて曰く、人々に鳥の吸物して、首途を祝へり、御身一人泄しつるも心に懸れりとして、寒雀の有りけるを引裂き、取肴とし、酒飲せてぞ出しける、寺坂直に吉良の館に至りたれども、諸士皆屋敷に躰入り、兩門を堅く鎖したれば、入るべき様更になし、加之屋敷々々の辻番人多く出で、異色の人を制す、寺坂如何

ともすることを得ず、兩國橋の邊りを那方這方と徘徊して夜の明くるを待ちけるが、終に其去り向ふ處を知らず

赤城義臣傳卷之九終

赤城義臣傳卷之十

義士夜擊吉良館事

去程に四十六人の黨三个所を打立ち、兩國橋に集り、其威勢を整え、列を正すに既に丑の刻に成りぬ、法の如く四十六人を以て二つに分ちて、東組二十四人は所謂其將①大石内藏介良雄、原摠右衛門元辰、間瀬久太夫、正明②富森助右衛門正因、武林唯七、隆重、片岡源五、右衛門高房③堀部彌兵衛金丸、村松喜兵衛、入道隆圓、三村次郎左衛門包常④矢田五郎右衛門助武、勝田新左衛門武堯、奥田孫太夫、董盛⑤吉田澤右衛門兼定、岡島八十右衛門常樹、小野寺幸右衛門秀富⑥貝賀彌左衛門友信、矢頭右衛門七教

兼横川勘平宗利、速水藤左衛門滿堯、岡野金右衛門包秀、神崎與五郎則
 休、近松勘六行重、大高源五忠雄、間十次郎光興、已上八組廿四人、一隊是
 を大手と定む、又西組廿二人は所謂其將、大石主税良金、潮田又之丞高
 教、不破敷右衛門正種、木村岡右衛門貞行、吉田忠左衛門兼亮、小野寺重
 内秀和、間喜兵衛光延、磯貝十郎左衛門正久、堀部安兵衛武庸、倉橋傳介
 武幸、菅谷半之丞政利、大石瀬左衛門信清、村松三太夫高直、杉野十平
 次、房赤埴源藏重賢、前原伊介宗房、中村勘介正辰、奥田貞右衛門行高、
 間瀬孫九郎正辰、千馬三郎兵衛光忠、茅野和介常成、間新六光風、已上七
 組廿二人、一隊之を搦手と定む、長鎗を切て齋口に代へ、高焼灯を揚げ、斧
 階子搥を取持ち、列を二行に連ぬる時、大石良雄衆に云つて、彼筋を以て
 收として假に之を啣しめ、屋鋪に殺入と齊く之を收めよと下知し、良雄
 筋一聲を鳴す時、衆僉足並を整へ、鞆を傾け、勢を保て二行に分れ行く、其

勢燦然たり、通俗同盟傳曰、此事を兼て智音の遊士等傳聞きければ、二
 屯せしめ、不意の備とす此辨論典に見へたり、良雄速に表門に差向
 ひ、之を望見に、塀門甚だ堅固にして、容易に踰難し、其時良雄、富森助右衛
 門を以て使として、裏門の要害不堅固ならば、我差向て速に乗入べし、足
 下下墨して、主税が手を以て速に入換ふべしと命す、富森命を受けて走
 裏門に至り見れば、塹壕表門より疎なり、命を以て主税に傳えて、搦手の
 人數を以て俄に表門に向はせ、旨を以て良雄に告ぐ、良雄則ち二十四人
 を卒て速に轉化して、裏門に至る、大手搦手の人數入違ひて、東西に分れ、
 各列伍を亂さる形勢宛然、渾渾沌沌として、循環の端無が如し、極花集
 評定之時は、其雄東組表門の攻手なりといへども、十四日之夜、彼所に至
 り見れば、東門堅固にして、破り難きにより、速に裏門を取崩さんと云て
 也、其雄裏門に向ひ、主税の姪を以て、裏門に向はしむ、故に諸水の戦る處と異る
 併に今本す文に、時に仇家の坤の亭守人を縛て、我々此所に於て敵を討つ者

共なり、汝必ず聲を立てからず、若起てば殺すべしと云て、目明の爲に迎卒を屬置きたり、其時原惣右衛門、長屋の屋棟に階子をかけてつる、くんと乗り上り、屋の棟に跨り、墅中を望るに、十四日の月寒渡つて晝の如くなるに、積雪没脛、皚々として光を添え、邸中の有様一目に見え渡りしが、原元辰過つて雪に踏すべり、屋棟より合破と落たりけるが、高脚を摺折て暫く歩行を惱める、之に尋いで大高源五乗入、梯子を屋鋪の中に差下し、則ち下立て裏門を開かんとすれども、内より錠を下して開くべき様無し、大高則ち鎚を呼りて扉を裂けば、武林唯七斧を以て樞を折く、時に衆皆進入り、内より表門を破れば、東西一度に襲ひ入る、宅中狼狽宛然、鼎中の如くにして、勇怯剛愎愈々恐惑して途を失ふ、我黨思ふ儘に人数を排り、言關の戸を打破り、高聲に自稱けるは、故淺野内匠頭長矩が舊臣等、吉良上野介殿へ主君の仇を復し候、吉良殿尋常に御出ありて首を授けらる

べしと呼り、宅の四方を圍んで殺進に、拔並べたる鎗及軒の垂氷に光を争ふ、家中皆肝を潰し、魂を落しければ、出合者更に無し、されども名を惜み義を重する者にや有けん、枕頭の刀を追取々々、三人拔進て玄關より切て出る、村松三太夫今宵の一番鎗と名乗て、一人の勇士を突倒せば、大石瀬左衛門之を助て又一人を殺伏る、此殺勢に怖れて一人は堂上に引入たり、門番に有ける森半左衛門、抜合て打出るを大石主税鎗を以て之を刺すに、重創を被りて、則ち小屋に逃入たり、間瀬久太夫、速見藤左衛門、神崎與五郎、俱に養由の術に達す、板戸襖子を指定めて之を射るに、矢音四方に響渡りて、雷の奮ひ走るに、異ならず、良雄下知して申けるは、前後の二手を一つに合して、若者を俊り、屋の中に進ませ、耆老の人々は揚の中、或は堀重門、くもり戸、要樞々々の處に伏して、下知を加へられ、兼而令する如く、婦女若くは逃れ避る者を殺すべからず、亂りに矢を發ちて隣

家に射躰すべからず、若し塀を踰て逃る者あらば必ず過たず射落すべしと制して、兼而用意せし篋竹に蠟燭をさし、火を點じて壁張付にさし立て、手々に燭を以て進入れば、帳内籠中皆白晝に異ならず、究竟の若者十四人を撰んで、居間を志して差向る、大高源五、近松勘六、間十次郎、三人連て進みけるが、中にも大高玄關に飾りたる弓絃を統て之を断切る、奥田孫太夫、勝田新左衛門、矢田五郎、右衛門、書院の方に進行くに、元來奥田は劔術の達者にて、堀内正春が高弟なりけるが、下坂が鍛ひたる三尺三寸五分の長劔、鐵棒を平めたる如くなるを鏑際迄朱般になして、近付く、敵を左右に相屬け、拂切に薙立れば、死傷の者數を知らず、堀部安兵衛、磯貝十郎、左衛門、倉橋傳介、劣じと殺進む、素より堀部武庸は四十羣雄を抜んでたる勇猛、絶倫の者なる上、奥田董盛が同門にて勝れたる手利なれば、此鋒に廻る者生て逃るゝは更に無し、至若寒風凜冽として、膚を裂き

殺氣憑陵として、面を打つ、血は瑤臺を染め、骸は金屋に横る、爰に四十余の大男、三尺余りの長劔を抜持ち、一間の戸口に立塞り、敵を入立じと防ぐ、近松勘六、横さまに進んで、天晴敵や、其處を引くなと、切縮ぶに、雙方獅子奮迅の猛威を争ひ、弓手馬手に開合せて、火を出し戦ふに、間、大高左右より近松を助んとす、近松兩人を叱して讓らす、飛込で打つ、太刀、彼男の鉢巻を切下げ、れば、叶はずして引退く、近松聲をかけて追走るに、坐敷より庭中に飛びけるが、過て泉水に眞俯にぞ倒れける、其隙に彼男、辛き命を遁れて行方知らず成ぬ、爰に又吉良左兵衛、佐義周の臣、鳥井利左衛門と云ふ者あり、數个所創を被り、矢頭右衛門七と期を移して戦ふに、鳥井竟に股を突れて倒れける、矢頭刀を抜き留を刺さんと立寄る處を、鳥井伏ながら薙拂へば、矢頭鎗の柄を薙せて頭を割に、眼の玉脱出て飛去りければ、各一動に噴と笑ふ、斯る所に清水逸角、大須賀治部、右衛門と名

乘て、潮田又之丞、中村勘介と戦ふといへども、兩勇の武勇に敵し難く、小屋を志し、臺所口迄引退くを、追起て、竟に討留む、斯て武術義周は、薙刀を携へ、須藤與一左衛門を隨へて、切て出られけるが、武林唯七に接して、創を被れり、須藤主君を助て、武林に闘ふ、富森、片岡左右より、武林を助て、須藤を討んとす、其時堀部武庸、磯貝、倉橋横さまに、進んで、堀部聲をかけて、云ふ、其者最前我を悪口せり、望む所なれば、我に賜候へとて、下坂が鍛ひし二尺九寸ありける吹毛の物打は、鋸の如く成たるを、斜に搦へて、逃さじと、駈向ふ、須藤は、流石義を重んずる者にて、殊更、劍術の達者なれば、一足も引ず、開合せて、交刃に、堀部仲かけて、拂ふ太刀、須藤が乳の下を、切裂き、返す太刀にて、二つに成して、ぞ舎にける、大石主税、不破、數右衛門、潮田又之丞、木村、岡右衛門等、庭中に在て、勝負を爲すに、數右衛門、元來長劍を好みけるが、三尺有餘の太刀を以て、片端より、薙捨ければ、創を被る數人

に及べり、其外吉田兼定、小野寺秀富、三村、神崎、間兄弟、岡野、横川、赤埴、奥田、行高、間瀬、正辰、村松、高直等の若者、我も々々と、破竹の勢を奮ひ、殺進む、猛氣壯、剛面を向ふに、絶たり、爰に、堀部彌兵衛、金丸は二人の姪に、助られて、吉良の表門に、差向ひけるが、味方の人々は、皆々、擧入て、破門、堅く鎖したり、又裏門に、差向へば、此も同く、さし、堅めて、討入べき様、更に無し、片端に、さし掛たる梯子のありければ、佐藤城右衛門つるくと、登り、屋の内を、伺ふに、鬪戦の音聞えければ、彌兵衛に、斯くと云ふ、彌兵衛、則ち九十郎に、手を引れて、漸々に、門を踰えけるに、城右衛門も同く、後にぞ進みける、爰に、大石無人翁が、二男、大石三平と云ふ者あり、良雄が先途を見届んと、背より、忍びて、屋の内に、隠れ居けるが、此由を見るよりも、急で、彌兵衛が、前に來り、某誘引申へしとて、立關さして、案内す、良雄之を見付て、彌兵衛に向て、申けるは、足下の延引心に、掛り、今やくと、相待たり、未だ上野介殿

と覺る敵にも遇はず、關戰半なるぞ、足下極老の身なれば、屋の中に在つて若者を下知せらるべしと、邊りを乞度願回せば、佐藤城右衛門、堀部九十郎、大石三平、我も々と進んだり、良雄大に制止して、三人の若者志は神妙なれども、所存あれば他人を渾え難し、是れ我主意の本とする處なれば、速に立去るべし、武勇の心懸に於ては誰をか耻べきと譽られて、三人是を面目とし、名殘惜げに又堀を踰てぞ出たりける、されども、三人終夜其邊を去らず、若又敵壁を踰る者や有ると、東西兩門の間を徘徊し、夜の明くるを相待ける、所存の程こそ頼しけれ

演義盟傳曰く、義士吉良の邸を襲ふ時、知音の游士等聞傳て、二百人許之を警固すと、又義人録曰く、良雄輕卒百三十人を收めて、今夜卒る來り、別に隊を作り、兩國橋の上に屯せしめて、不意の爲に備ふと、此兩説愚甚だ之を疑ふ、良雄以下の四十餘人、皆以て精忠純義、毫厘も人を雇

ふの意なし、去年赤穂籠城の聞えありし時、岡野治太夫、大岡清九郎、井關徳兵衛の三人を以て、良雄城中に入れず、其後又寺井玄溪が一舉及び今夜佐藤城右衛門、堀部九十郎、大石三平等を制止せし舉動、皆以て從容神妙たる事なり、其本意とする處、故内匠頭長矩常に君上を重んじ奉り、忠を存せらるゝ事の切なりしより起て、義英の不遜を憤る事深く、却て不敬を生じて死を賜ひぬ、長矩の志一筋に忠義にありて他の事無し、死を賜ふもの何ぞ憾んや、然るに義英を一太刀にと思はれし、其志果さずして死せるを以て、良雄等其志を繼で、君の切かけ玉ふ首を切すまして其志を終り、君臣の義を明めたる迄の事なれば、假にも狼藉なる心毫も之無き義なり、至若四十六人を二つに分て、一隊は戦ひ、一隊は守ると云ふにて、常變を兼たる事明なり、必ず衆を動して、同盟の外に人を雇ふ事を爲ざりし事、決然たり、良雄が心法を察て思

ふに、四十餘人を以て異装を作し、相詞相符等の如を用ゆるだに、未心に快しとはせず、唯已事を得ざるに出て、戦慄として恐敬したる主意論するに及ばず、若又其意なき時は、主君の志を繼とは謂れまし、其志を繼者にあらずんば、争か賊忠の臣とは稱すべけんや、淺見安正の論する處も又然なり、曾我兄弟といへども、全く忠孝の純精なる者に非ず、祐經を討ち得たる迄の心法、至て孝義なれども、頼朝を一太刀怨んと云て、營中に切入たる者は不忠不義なり、然といへども、功過不相掩の義なりと論じて、其孝義に理はつかず、然るに四十餘雄の忠義純一なるに紛るゝ事なければ、良雄を以て曾我兄弟に優れりとするの論なり、誠に後世の武臣、此に則りて忠勇の心を取べし、又遊士二百人許、後卷せんと云事、此説に於ては曾て義士の預らざる事なれば、辯論に及ずといへども、此の如きの密事、二百人に傳へ至るべき事とも思れ

す、故に愚は之を取す

義士刺仇班衆事

鬪戰既に丑より寅の中刻に至り、仇家の武士恩義に死する者十六人、創を被る者二十四人、義士法令を能し、節制を過らず、坐作進退節に中り、四十餘人を以て一身を使ふ如くなりしかば、其黨死する者一人も無く、淺創の者唯三四人、誠に前代未曾有の勝事也、至若寒風膚を裂き、堅氷指を墮す、攻守共に力竭き、又折れ、矢究り、弦絶ゆ、竟に武林隆重十文字の鎗を以て、羽林翁に接して之を刺す、間光興之を伐て其首を得たり、已にして笳を鳴して衆を集め、勝鬨の儀式を執行ふ、爰に仇家の北隣土屋主税は、吉良の家中の躁動唯事にあらずと、自親卒家衆を従へ、界に望んで已に折合はんとせられけるが、小野寺重内、原摠、右衛門、片岡源五、右衛門、堀越

に姓名を名のりて、臣等は故内匠頭淺野長矩が舊士共にて候、今宵上野介殿へ故主の仇を復し候處に、唯今上野介殿を討取申たり、其黨四十七人一人も逃去者に非ず、追付公廳に訴て、官裁を相待つ所存に御座候と、如何も神妙にぞ申ける、主税甚だ其忠義を感激ありけるにや、鳴を靜てぞ居られける、斯て義士が黨宅中の蠟燭を消し、鉦を鳴して人衆を揃へ、竈々に水を洒ぎ、口上書を玄關に差置き、裏門の内に人數を屯し、列を正し、追撃つ敵あらば勝負を決し、首を敵に渡さじとぞ支度しける、程無く卯の上刻許に成ければ、四十余人各一人宛名乗て裏門を出る、堀部安兵衛は手負を改れば、磯貝十郎左衛門、倉橋傳介、後殿と成る、横川勘平、近松勘六、創の惱みあれども、勇進んで歩行す、爰に相生町を過るに、前原伊助が住ける其隣の酒屋十兵衛と云ふ者、自身起出て店の戸を開きけるが、四十余人一様の装束にて、各々朱股に成、弓矢を取持ち、鎗長刀を携へけ

れば、酒屋大に驚き、再び戸を閉んとす、神崎頭巾を脱で族抄するに、大高源五余りに喉の乾くに、早や沸たる湯もあらば給れと云ふ、早朝なれば未沸湯無之と答ふ、源五重て、然らば酒一盃給んと云ふ、主聞て居酒は御法度に候と云ふ、人々打笑て、否とよ居酒の御法度の如きを守る余に非ず、酒代を興ふべしとて、鼻紙袋を投入れ店に有ける薦かぶりの樽を昇出し、鎗の石突を以て鏡板を離し、手々に茶碗を持ち、快く酒を呑ける、大高源五硯を乞ひて、鼻紙に書付けゝる

大高子葉

山を裂く力もをれて松の雪
室氏曰く、此句項羽帳中の遺意ありて、蓋し其英氣未衰えずと云云
富森助右衛門正因は、人々酒を呑むを那方道方と嚙しけるが、某も一句仕るべしとて

飛込で手にもたまらぬ徹哉

富森春帆

寒鳥の身はむしらるゝ行衛哉 同

いざ廻向院にて追手を待んと云て、各々酒屋を出にける、亭主肝を潰して彼鼻紙を見るに、金子二兩を封じて、表に元祿十五年午十二月十四日、淺野内匠頭家頼大高源五忠雄討死、死骸取捨候方え酒代と書付けたり、借又義士は廻向院を志して、裏門に至れども、未扉開けざれば、兩國橋の東の詰に集り、暫く追手を相待ける、其時良雄申けるは、間十次郎、武林唯七、堀部安兵衛、村松三太夫、岡島八十右衛門、奥田貞右衛門等の人々敵の首を捧げて泉岳寺へ船より行向はるべし、吉良上杉の追手来る事必定なれば、四十人は勝負を決して後より御寺へ至るべし、勿論六人の人々、萬々一敵に會する事ありとも、必ず勝負に心を掛けず、切ぬけく、首を敵に奪はれざるを以て克とすべしと下知し、一同に前立物を取捨て、間十次郎に首を抱せ、五人の人々を指副へ、舟より泉岳寺へぞ遣はしける、

已にして夜も明渡れば、假に鎗の刃を包みけるが、人々平生厚情の朋友等背より此邊に徘徊して夜を明しける中に、奥田孫太夫、村松三太夫等が劔術の友三人訪ひ來り、武運疆く冥加に叶ひたる由を云て、勝利を賀す、大石三平、堀部九十郎、佐藤城右衛門等も來て悦ぶ事限なし、村松三太夫は白布の大筋を解きて鎗の刃を裏むに指寒凝て擧はざりければ、彼朋友に托して之を包ましむ、村松多く血の付きたる方を上になして玉るべしと云ふ、武林唯七舊友に嚮て別を惜むに、懷中より紫の幅紗に包みたる物を取り出し、此物我屍と一つに瘡み給はるやうに、死後に計ひたび候へと約す、各々夜撃の形狀を語りて、少焉時を移すに、借々日比は何をか評議したるやらん、容易も討得たるものかなと云ふに、大石主税、日比の會議數回にして、手厚かりしを以て、勝利全く仇を容易に討ち得たり、若し廟算少からましかば、今何ぞ此に及ばんやと申ければ、衆一同に

甘心す、斯て四十人の勇士等、兎角廻向院に於て追手を待つべしと議して、再び表門に差向ひ扉を敲けば、寺僧は怖れて門を開かず、暫く時を移すといへども、兩家の討手も來らざれば、此上は泉岳寺へ立越え、墓前に首を祭らんと、四十人行列を定むるに、一番武者二人、各袖印の白布を以て、其次に白無垢を以て、褻みたる首鎗を以て之を擔ふ、其餘三十餘人を三組に列ぬるに、前後に壯者を立て、中備は老人、近松勘六、横川勘平は、重創の惱あれば、籃輿に乗て後に從ふ、其外淺創の者は皆歩列す、大石三平は跡に遣り、若も人々の取遣たる物や有と、此彼を打巡るに、無縁寺の表門に鎗一筋遣れ有けるを、扱こそと思ひ、曳擔て追懸行に、大高源五、片岡源五、右衛門兩人、遣れたる鎗を取らんと立歸るに會して、則ち鎗を授く、兩士大に三平が舉動を感ず、又磯貝十郎、左衛門は、兩人を迎の爲に立歸るに、兩士三平が働を語りて、三人連て、朋勢の行列に馳着きぬ、斯て本庄一

つ目の河岸より六間堀にかゝり、永代橋を渡り、靈岸島を過ぎ、稻荷橋を渡り、鐵砲洲にさしかゝり、亡君の舊館の前に於て涙を流し、是より吉田忠左衛門、富森助右衛門の兩人を以て、大目付仙石伯耆守の許へ差遣す、是より三十八人と成る、爰に日比谷三丁目裏町、松平陸奥守伊達綱村の屋敷の前を過るに、辻番人出て之を制止む、又裏付の上下着たる士一人出て挨拶す、内藏介其實を告て、大御目付仙石伯州え使者を以て訴へ奉り、黨類一人も逃去る者無く、芝の泉岳寺に聚り、公裁を相待つ由を仰ぶ、奏者大に感激せし風情顯れて、公儀の法令に因て、斯は申者なり、疾々御通り有べしと揖す、内藏介應諾して過んとするに、奏者曰く、御勞あらば、籃輿を參すべきやと云ふ、内藏介今一倍の道程にても勞る、事候はずと云て打過ぐるに、松平肥後守保科正容の守亭所同斷にて經過す、南八丁堀本多隱岐守守亭は、咎めされば直に打通りぬ

義士到泉岳寺而祭首事

斯て十五日卯の中刻六人の壯者首を捧げて泉岳寺に来る、寺僧驚惶して問ふに、實を以て告げて、其黨四十六人の内、四十人は後より來り候、内藏介も後衆の中にあり、彼來て首を亡主の墓所に祭るべし、夫迄は先々山門を鎖め給るべしと云ふ、和尚旨を聞届け、先山門を堅めさせ、六人の者共に對面ありて、事の次第を尋問ひ、感激少からず、先以て各々飢寒に堪えがたかるべければ、身を暖るには粥に過たる事なしと、鼎を並べて粥を炊せ、禁戒を犯して酒を湛へ、後衆の來るを今やくと待受けたり、斯りける所に四十人の人々、各弓矢長槍を携へ、朱般に成て出来る、和尚早速内藏介に出向れ、忠義和漢を併せ、國士無雙たる事を云て、感涙を流さる、内藏介和尚に向て、今にも上杉の討手計り難く候へば、一刻も早く

首を祭り度候と云ふにより、和尚則ち玄利大居士の墓前に卓を備へ、香を焚き、菴を催く、義士首を捧げて墓所に至り、石塔地覆の二段目に之を供へて、四十餘人各墓を圍み平伏す、其時内藏介懷中より、小脇指を出し、室を逃し、柄を墓の上壇に向せ、大石内藏介良雄と名のり、焼香し、匕首を以て首の上に三度當退て祭文を誦して曰く、西山紀聞曰祭文は前日書する處也四寺坂が名有り元祿十五年壬午十二月十五日、只今面々名乗申通、大石内藏介ヲ始、御足輕寺、阪吉右衛門迄都合四十七人進死、臣等謹而奉告、亡君之尊靈、去年三月十四日、尊君及傷吉良上野介殿之御事、私共不奉存其子細、然所尊君御生害、上野介殿御存命、御公裁之上、我等共如斯之企、非尊君之御心、而却御怒奉、恐入候得共、我等共尊君之食祿申、共不戴天之儀、難厭止、共不可踏地之文、無耻不可申候、然而晝夜感泣仕候、假抱耻相果候共、於泉下可申上詞無之候、因茲可奉繼御意趣、與奉存候ヨリ、此來、今日相待

中事、一日三秋之思、御坐候、四十七人之輩、起雨踏雪、一日二日漸一食仕
 申候、老衰之者、病身之者、數々進死申候、得共、蟬螂頼臂之笑ヲ相招、彌餘
 君之御耻辱ヲ相遺、可申歎與奉存候得共、不得已、昨夜半申合、上野介殿
 御宅江推察仕、則上野介殿御供申、是迄參上仕候、此脇指者、尊君昔御秘
 藏、我等共江被下置候、唯今返獻仕候、御墓下御尊靈於有之者、再御手ヲ
 被下、遂給御憐憤、右之趣四十七人一同申上候

と高朗に讀終り、皆一同に涙を流して在けるを、見る人感涙を流さずと
 云ふ事なし、良雄曰く、君在世の時は、諸士職分の品位ありて、拜謁の式其
 叙ありたれども、今に至ては、各々皆一統の浪人、其叙次前後有べからず
 然らば、今度の焼香、間十次郎を以て最一とすべし、其儀如何と云ふに、此
 年月我黨一命を抛つて、肝膽を推きたる事、今日此に及ばんと、の忠略な
 り、然るに衆中を出て、間十次郎羽林翁の首を得たる事、武運に叶ひ、尊君

の心に得られたる人なれば、其功尤最一たるべしと下知す、間光興固辭
 すといへども、英雄各々揖讓して、光興を勸む、光興已事を得ず、姓名を唱
 へて焼香す、次に四十四人、一人々々名を名乗て、焼香事既りぬ、然る處に
 長矩の夫人瑤泉院より、戸田と云ふ女房を使として、泉岳寺に差越玉ひ、
 良雄已下の四十餘人に對して云はしめられけるは、我躬婦人たり、其志
 は俱に白刃を踏んで、仇を手刃し、死を一つにすべく思ふといへども、今
 日親に泉岳寺に赴き、四十餘人に對して、其禮謝を申る事だに、世の法に
 因れば、心に任せず、亡君尊靈恨を黃泉の下に散せられん事を思ひて、妾
 が喜び何事か之に及んと、厚く禮謝に及びければ、良雄之に報じて曰く
 臣として君の仇を復する事、素より臣たる者の常にして、勿論の義也、何
 ぞ改めて禮謝に預るべきやと、戸田則ち上野君の御首を見て、旨を以て
 瑤泉院殿へ申すべしと云ふにより、首を方丈に捧げ來り、戸田をして見

せしめければ、戸田は則ち人々に別を告げ、駕を飛せて立歸る。良雄和尚に申けるは、羽林君の首、亡主に祭りて其宿志を終れば、今は無用の物なり。高家歴々の御首、徒に塵中に汚さん事、憚あり。次に羽林君に腰たる首をも、供に出家の利益に、然るべく計ひ給はるべしと云ひて、住持へ授けければ、和尚則ち之を佛前に備へらる。院主即ち良雄父子を客殿に請じ、其余は皆方丈に召して、先づ粥を薦む。各々草鞋を更へて、席に着く。僉衆の岳上に於て、草鞋を解き、院主坐の中央に出で申されけるは、各々兼て御存の如く、當寺は禁酒にて候得共、今日四十余人の爲に戒を破り候はん事、愚僧が心に喜ぶ處なり。文武の道地に墮ちず、此の如きの高義ありて、君臣の義を明にする事、是乃佛心なり。何ぞ別意ある事あらん。今日我れ酒戒を守つて、各々に酒を薦めず、暗然として其勞を慰するに、疎ならば、愚僧は則ち目前の餓鬼にて、何ぞ佛意を識見するに足らんとて、鼎を

列ねて酒を煖め、茶碗を用ゐて、羽觴として、和尚起て之を強らる。程なく膳も出て、人々快く齋を食し、酒を汲んで、少焉寒氣を忘れ、誠以て土中の死骨共、快く和尚の供物を受候と云ひて、皆々笑ひあえり。斯て和尚は早速、寺社御奉行え、註進すべしと思はれしかども、兎角して延引する内に、同流の禪院、東漸寺に事を告げて、警衛を頼むと云ひ送りければ、東漸寺の僧侶、隣寺の僧、或は親き浪士等を駆催し、五十余人馳來りければ、和尚は則ち奉行所え參らる。抑泉岳寺は、關東三箇の檀林にて、江湖に有合ふ大衆、其外江戸中洞下の禪徒、追々に馳聚り、彼是渾じて六百余人の法師、黒染の袖を結揚げ、若も撃手の向ふ事あらば、門を堅く鎖して、院内を戎馬の蹄にかけさせし、敵大勢にて、竟に寺を攻破らば、四十余人の義士と俱に、山門を枕にして首を授くべしと、勇み進む。良雄等申けるは、羽林君の首を祭らざる内は、門を堅めたりしかども、今は唯行がけの駄賃なれ

ば敵來らば潔く勝負して、門外に於て首を進むべし、我々が舉動に依て、寺中を躁動さするのみならず、出家沙門の躬に難を及し候はん事、我々死後の瑕疵に候へば、努々思寄らず、唯門を開き給るべしと云へども、住持の命嚴重なりと云ひて、僧侶兵仗棍棒を持來りて門を守り、兵人を防ぐ方便の外は更に他の事無し、斯りける處に午の上刻許の事なるに、上杉の大勢馳向ふ由を告ぐる、院中の躁動斜ならず、警衛の僧徒寓居の浪客、我もくと討出んとす、良雄此由を聞て假寐せし人々を呼起せば、大石主税父に向て、察る處敵多分來るまじ、假令來るとも、由何程の事か候はんと申す、良雄曰く、否々敵を侮るを蒙士とす、斯迄仕濟したる事に、若し過あらば死後の名折也と、方丈客殿を打廻りて、手疵ある人々を顧み夫々に下知して用意を爲さしむ、人々寺僧に剃刀砥を乞ひて、刃の切及を付くるに、主税も同く砥を借りて刃を付けんとするに、堀部安兵衛

之を見て一度切刃を付けて鬪戦に損じたるを、再び改め刃を付くるには大事の習の候とて、刀を乞ひ刃を付けて主税に與ふ、良金則ち刀を戴き一振振て、側なる小僧に向ひ、如何に御坊よ、堺町の切合人形の真似して見せ申さんと云へば、小僧一度に嗤と笑ふ、衆僧是を見聞して、主税漸く志學の齡に及んで、其勇武英氣絶倫なる事をぞ感じける、然るに擊手の人衆竟に來る事無ければ、人々庭前の梅花を詠じて勞を慰す

小野寺秀和

神垣も更に忘れて踰やせん梅の色香の心惑に

深淵子曰く、此歌伊勢物語の本歌に依にや、夫は男女の情を云ふ、是は君臣の道義なり、其嬉しさ神垣は物かは、前宵已に死出の山を越なん
とせしが、不圖も今日迄存命てと欣然の餘情言外にあり

中村正辰

梅に飲む茶屋もあるべし死出の旅

淵子曰く、一句能く言立たり、英氣尤雄偉なりとすべし

上野君の首を以て亡君の墓に祭ると云ふ前書ありて

岡野包秀

其にほひ雪の淺茅の野梅かな

淵子曰く、刃血の物を染め成すと、紅梅の雪に散り敷くと、誠に風流の一體不迫として壯士の所爲なり

武林隆重

三十年來一夢中

捨生取義幾人同

雙親臥病故郷在

色養深悲自此空

此詩は室氏直清添削して義人録に筆せる處なり、摠而義人の歌詠諸書に載る所多しといへども、淵子熟思するに、其人の高義深忠の心法

と、彼歌の巧拙の意味と相反する者は皆之を載せず、却而其人を毀ふ失あればなり、加之其偽作なる事も又知るべからず

赤城義臣傳卷之十終

赤城義臣傳卷之十一

吉田富森之兩士訴仙石伯耆守之廳事

吉田忠左衛門、富森助右衛門の兩人は、良雄が命を受けて中途より引分
 れ、大御目付仙石伯耆守の廳に至つて案内す、奏者桑名武右衛門と云ふ
 者立出て、兩人が姓名を問ふ、兩人實を以て答ふ、桑名則ち兩人を以て廣
 間に請す、兩人自ら佩る所の雙刀を出して、桑名に授け、臣等願くは伯耆
 君に拜謁して急事を告げ奉らんと、伯州則ち廣間に立出て、兩人に面接
 せらる、使者稽首謹んで申けるは、故淺野内匠頭が舊士大石内藏介以下
 四十七人、昨曉吉良上野殿御宅へ押入り、則ち上野君を討取り、内匠頭が

墓に祭り候はん爲、同士相揃ひ芝の泉岳寺に聚り、公裁を埃ち奉り候、尤今臣等が進退自殺の場に相当り候得共、死後に至て若し公儀に對し奉り所存をも挿み相果て候やとの御批判も如何敷、逆もの儀に躬を公法の御誅罰に打任せ奉り候、最同士相揃ひ推參仕候儀恐れ多く、臣等兩人を以て言上し奉り候と演説す、伯耆守兩人が陳言神妙に覺えられければ、豁然として申されけるは、其泉岳寺へ聚り居候者共の外に、分散の者も有之やと、兩人答て申けるは、一味の同士四十七人の内、寺坂吉右衛門と申す者は、某忠左衛門が隊下の射手足輕にて御坐候ひしが、昨曉已に上州公の御館へ討入候時節に至て、忠左衛門が私の要用御坐候而、藪棲に差返し、其蹤にて四十六人出足仕候故、上州君の御館へ推入り候人數は四十六人にて、一人も分散不仕候、義人録云ふ兩人伯耆君調して、諸士許さずと此辨論前筋に見えたり、其姓名斯の如くに御坐候とて、懷中より

名簿を出して伯州へ奉る、

○淺野内匠頭長矩家來

大石内藏介 吉田忠左衛門

原入摠右衛門

岡七共片岡源五右衛門

人間瀬久本夫 小野寺重内

大石主税 磯貝十郎左衛門

堀部彌兵衛

近松勘六

富森助右衛門 潮田又之丞

堀部安兵衛

赤堀源藏 奥田孫太夫

矢田五郎右衛門

大石瀬左衛門 早水藤左衛門

間喜兵衛

中村勘助 菅谷半之丞

不破數右衛門

千馬三郎兵衛 木村岡右衛門

岡野金右衛門

吉田澤右衛門 貝賀彌左衛門

大高源五

岡島八十右衛門 武林唯七

倉、橋 傳 助 村松 喜兵衛 杉野 十平次
 勝田新左衛門 前原 伊 助 間瀬 孫九郎
 小野寺幸右衛門 間 十次郎 奥田貞右衛門
 矢頭右衛門七 村松 三太夫 神崎 與五郎
 茅野 和 助 横 川 勘 平 間 新 六
 三村次郎左衛門 寺阪吉右衛門 已上都合四十七人
 伯州是を一覽ありて、先づ此書面にて事明かなり、巨細は後刻相尋ぬべしと申さる、兩人申けるは、伯耆君の御耳に達し候趣を泉岳寺に罷在る
 同士共へ申聞せ度候條、一人は御暇を下し給るべきやと申す、伯州云は
 く、我今御城に登りて時を移さず歸るべし、夫迄は兩人此に相待ち飢寒
 の勞をも慰すべしとて料理を出させ、伯州は彼の名簿を懐にして御城
 へ登御せられ、先づ 臺間に達し、即刻私宅に立歸り、又兩人に向て仇

を復するの始末を具さに相尋ねらる、兩使口叙に曰く、去年三月内匠頭
 相果て申す砌より、此儀を心底に挿み居申候得共、舍弟大學閉門仰付ら
 れ、事落着不仕候故、此儀延引に罷成候、然る處に大學儀同姓松平安藝守
 宗室へ御預け藝州へ遷され候、然る上者大學手前最早かけ離れ申候故
 同士一味同心仕事を果し申候、此度吉良殿を討取り申す事、其御首を以
 て亡主へ手向け申す迄の志にて、内匠頭兄弟御仕置の儀は、御公法の然
 らしむ處にて候へば、臣等毛頭も所存無之儀に御坐候、然りといへど
 も上野君を其儘に見通し置き候而は、君臣の義立ち難く、此時宜に及び
 候ひき、然る上は各々首を伸べ候而御誅罰を相埃ち、公儀に對し奉り織
 芥の異心を不奉存段明白に可仕爲暫く存命御訴申上候とぞ申ける、其
 外夜討の始終を詳かに伸ぶるに、兩人が口陳從容として義理分明なれ
 ば、伯州始終を問尋せられ感激に堪えず、重而御城にぞ登れける

編者洲子が曰く、右兩士口陳の中に、大學手前かけ離候故と云ふ段に意味の淺深あり、義士の心大學君の出世を憑み、生を樂み後榮を計りて見合せたるには非ず、大學君開門の日、亡君の遺蹤少にても立つや、立たずと云ふ事を見合せたるなり、又此見合するを謂は、遺蹤少にても立ち候は、復讐の事相止へき、迎見合せたるには非ざる也、其蹤の立様の品家祿の多少等に於ても、時に取ての斟酌はあるべけれど、大概存究めたるは、赤穂を開城するより骨を粉にし肉を醃にする間とも、必ず仇をば復すべしと、大石良雄先づ肝に銘じたり、是は其功名に拘らずして、一圖に君臣の道の然る所を守れり、又原元辰、堀部武庸などが如きは、義に勇む事猛く、兎角仇を報ひすしては、赤穂開城の主意立たず、仇を刺さずしては、必ず生きじ、生きては武人に非ずとの激意なり、是等を併せて忠義の雄偉なる者とすべし、若し又此義士等公

廳に達せず、泉岳寺に於て即時に自殺したらば、鶴の毛許りも忠義に瑕の付く事も有るべけれど、亡君の志を繼いで事を果しての後、唯心頭毛拂のかゝる物なく、首を伸べて公法に身を打任せ、從容として烹るゝを俟つ、是仁義の勇に非ずして如何ぞ此に及ばん哉、又文武の道に疎き者の論には、即時に自殺せずして公廳に訴へたるは、若も御助け有るべき一命にもやと憑む心より如此と、誠に天地よりも懸隔して、那方這方の論なり、漢家本朝、上代より主君を人に討せたる者多けれども、此の如くに見事なる者は、唯此四十六人已而、然れば夫程の人傑等、何か一命の如きに拘はるべき命惜くば、討ちにくき敵何ぞ討つべきや、命惜き者の追々逃げたるを以て知るべし、是を以て見る則は論せずして、分明也、加之高位高官の貴人を、倍臣の躬として、敵とば云ふ者、那の如く狼藉して之を討取り、其儘に死し置せられざる

と云ふ事は、大打つ童子も合點したる事也、彼輩と會我時致とを、雙比ぶるに、時致が頼朝の營中を狼藉して、武衛を兵せんとせしは、爲人剛戻なり、さるに因て時致等は、遙に良雄が們に及ず、其如ざる時致は、頼朝様々に助けられんと有りつれども、唯死するを以て榮とし、生くるを以て耻とす、故に自ら請て誅に伏す、故を以て宿儒も又義人と稱せり、然らば則ち時致すら斯の如し、況んや良雄の徒をや、臺命を以て命を助けさせ給ふとも必ず生くる者に非ず

事達 臺聞並官使點檢吉良宅事

去程に、大樹幕下には、仙石伯耆守の註進を御執事、稻葉丹後守、正通泉岳寺の註進を寺社御奉行、阿部飛彈守、雙方の言上一度に、臺聞に達す、即刻、鈞命によりて、吉良父子の屋敷檢分のため、阿部式部、杉田五左衛

門、已上二人、神谷傳左衛門、星野加右衛門、樋口彌右衛門、伊谷茂左衛門、上徒、目付、其外御小入、目付六人、都合十二人、吉良の宅に馳向はれ、其蹤を相改め、執筆をして、逐一に簿に記しめらる、吉良の家老齋藤宮内、岩瀬舍人、左右田孫兵衛、出て、官使に拜謁す

吉良左兵衛佐義周口叙

一昨十四日、夜八ツ半過、上野助並拙者之宅江、淺野内匠頭家禮ト名乗候而、大勢火事裝束ニテ押込申候、長屋二箇所、階子ヲ掛置、裏門之扉ヲ破リ、大勢亂入、弓箭鎗長刀ナド持參所々ヨリ切込申候、家頼共防戰仕候得共、彼者共兵具ニ而身ヲ堅メ參候哉、拙者家禮手負死人多有之亂入ノ者、ハ手ヲ負タル迄ニ而、討留不申候、拙者方江切込申候ニ付、當番之家禮側ニ臥居申候者共防申候、拙者茂雅刀ニテ防ギ申處二箇所、手負申候、眼血流入シ、氣遠ク罷成、暫シテ氣付、上野介儀無心許存候間、居

間江罷越候而見申候得者最早討申候其後亂入之者共引取不居申候

死人之名叙

上野介死骸之乃疵兩手之内壹个所宛左之股ニ壹个所右之膝頭ニ貳个所膊壹个所有之且又刀ニ所々血付柄ニ切込有脇指者見不申候

上野介家老

小林平八郎南小屋前ニ死ス

左兵衛佐用人

鳥井利右衛門坐敷之庭ニ死ス

同役

須藤與一左衛門坐敷之次ノ間ニ死ス

上野介中小姓

清水一學臺所之前ニ死ス

同役

大須賀次部衛門右同所ニ死ス

左兵衛佐中小姓

齋藤清左衛門小屋前ニ死ス

同役

左右田孫八郎右同所ニ死ス又源五郎ニ作ス

同役

新見彌七郎右同所ニ死ス

同役

小鹽源次郎右同所ニ死ス

上野介祐筆

鈴木元右衛門小屋ノ出口ニ死ス

左兵衛佐役人

柳原平左衛門小屋ノ出口ニ死ス

右同斷

笠原長太郎或云小笠原

房主

鮎松竹小支關口ニ死ス

同斷

牧野春齋小屋出口ニ死ス

足輕

一人馬屋ノ前ニ死ス

中間

一人小支關前ニ死ス

都合死者十七人但上野介殿共ニ此内十二人ハ刀脇差傷者之名叙井口上

一左兵衛佐手疵額ニ壹个所後ニ壹个所何茂淺創

上野介家老 齋藤宮内淺創

右同斷 左右田孫兵衛同斷

右同斷 岩瀬舍人同斷

一昨夜八ツ時分火事ト申候故、小屋ヨリ罷出候處ニ、小屋一間ニ三四人宛鎗ヲ持並居申候、扉ヲ明望候者、カスリ疵ヲ負候、依之相控、其後罷出候得者、上野介討レ、左兵衛者手ヲ負申候、右三人之口叙同然也

左兵衛佐家老 松原仲一淺手

一十四日夜八ツ時分火事ト申、裏門物音仕候ニ付、私小屋門脇ニ御坐候ニ付、早速罷出候處、弓ニテ被射、矢疵ヲ被リ申候得共、大勢ニ差向候處ニ門ヲ打破候、槌ニテ被打倒、右之疵ニテ働不罷成候

左兵衛取次役 齋藤十郎兵衛重創

一私儀當番ニテ廣間ニ臥罷在候處ニ、大勢切込申候ニ付、防働キ深手ヲ

負申候故ニ働兼申候

左兵衛執次役 清水圓右衛門深手

一小屋ニ臥居申候、火事ト申候ニ付、罷出候得者、鎗長刀ニテ及向申候、敵大勢故、鎗疵刀疵ヲ被リ申候、何トゾ且那坐鋪迄可罷越處ニ深手故倒申働成不申候

左兵衛佐用人 宮石所右衛門深手

一小屋ニ罷在候處ニ、騒動ニ付罷出候得者、小屋前ニテ大勢ニ差向、手負申候ニ付、働罷成不申候

左兵衛中扨從 宮石新兵衛深手

一私儀近習寢番ニテ罷在候處、大勢切込申候ニ付、左兵衛居間ト寢間ト間ニ參候得者、大勢ニ被取籠手疵ヲ蒙リ申候

左兵衛中小姓 山吉新八郎深手

一私儀小屋ニ罷在候處、火事ト申ニ付、罷出候得者、鎗長刀ニテ、刃向申候
 切拔、且那近習迄參候處、大勢ニ向ヒ手ヲ負申候故、重而働不能成候
 左兵衛役人、加藤太左衛門淺手、
 一私儀小屋ニ罷在候處、強ニ付罷出候、小屋前ニテ手負申候
 中層從、船松九兵衛深手
 一近習寢番ニテ罷在候處、大勢切込申ニ付、立合働申候而深手ヲ負申候
 中層從、杉山三左衛門淺手
 一私儀屋敷職申ニ付、小屋ヨリ罷出候處ニ、小屋口ニ四五人茂罷在、刃向
 申候、何レ切拔申度存候得共、手負働兼申候
 中百姓、天野貞之丞深手
 一廣間當番ニテ臥リ罷在候處、大勢切込申候ニ付、防働キ深手故、且那近
 所之座敷ニテ倒申候

右ニ同

堀江勘左衛門淺手

一私儀書院近所之座敷迄參候得共、手負申故、働難成御坐候

右ニ同

伊藤喜左衛門深手

一小屋ニ罷在候處ニ付、罷出候處、小屋口ニテ手負働不成候

右ニ同

松山與五右衛門深手

右ニ同

石川彦右衛門右ニ同

右兩人、伊藤喜左衛門同然也

足輕小頭

大河内六左衛門淺手

一私儀裏門ノ番ニテ罷在候處、大勢罷越、屋敷之内、火事有之候間、門ヲ開
 申候、申候申ニ付、門之間ヨリ見申候ニ者、尤火事裝束ニテ者參候得
 共、屋敷之内、出火茂無之ニ付、門ヲ開キ、不申候得共、門ヲ打破、大勢押入
 申候、其ノ節疵ヲ蒙リ申候

足輕共、森半左衛門淺手

足輕、岩田彌兵衛淺手

右兩人申候、私共番所當番ニテ罷在候處ニ大勢入申候ニ付、出向疵

沙蒙物申候按ルニ此番所ハ表門ノ

申間三人 八太夫番門下 兵左衛門取馬 吉右衛門取馬

右三人各淺手也

已足手負二十四人但左兵衛佐共

右之通ニ御坐候、尤亂入之者疵ヲ蒙リ候得共、騷助故ツレカ詳成事覺ニ不申

候一候ニ備前守藤田五左衛門

無痕者共口上

左兵衛佐カテ徒者カテ富田五左衛門

同職同職 堀馬八左衛門

一右三同入一同、若松新右衛門

右三同、中田小次郎近藤德兵衛

右三同、中田小次郎山下甚右衛門

一右五人一同申上候者、昨夜八ツ半時分長屋之屋上ニテ火事ト申候故、

罷出候得者、拔及ニテ大勢押込申候ニ付、小屋之内ニ入申處ニ外ヨリ

戸ヲ押エ出シ不申候

左兵衛佐足輕 富永次郎左衛門

右三同 沼田佐右衛門

右三同 磯六兵衛

右三同 長谷宗兵衛

右三同 花木市兵衛

右三同 鈴木奎左衛門

右二同

杉山傳兵衛

一右七人一同ニ申上ル、昨夜八ツ時裏門ヨリ火事ト申テ押込候ニ付、我等共罷出候内、先ニ進申候者一人、鎗ニテ突レ申候故、先ツ小屋江入申候得者、外ヨリ戸ヲ押へ出シ不申候

表門番人足輕

中里仁右衛門

同職

九山清左衛門

一右兩人申上ル、昨夜八ツ時裏門打破、大勢押込候處、側輩之森半左衛門

出向ニ候得者、鎗ニテ突殺申候、私共兩人離叶、其通ニ仕置候按ルニ森

如何手頭ノ中ニ有テ突殺シイ如何是則大石主税カ傷者也

左兵衛佐中間頭 笠原長左衛門

并父子之中間小者都合八拾九人

一右九拾人一同ニ申上ル、昨夜八ツ時分大勢押込、私共小屋々々之口ニ

敵罷在候而、外江出シ木申候

無傷者都合百四人

透電之者四人

杉山甚五衛門 石原彌衛門 柳原五郎右衛門 古澤善左衛門

吉良之屋鋪之内捨有之品々

一鎗貳本 内登本ハ切折テ又無シ

一矢五筋 茅野常成ト銘アリ△深淵子按ルニ此矢敵

一矢壹手 早水滿鏡ト銘アリ

一斧貳挺 按ルニ斧ハ用テ門

一搥貳挺 右同断用意也

一竹札二拾三枚 札毎ニ名字ヲ持付ル札△按ルニ是ハ主税カ組ニ三

一鎗附之細引三筋 屋ノ上ニ有△按ルニ是ハ

- 一 手子壹本 按ルニ是ハ門ノ
 - 一 刀壹腰 白鞘ニテ勝守ト銘アリ△按ルニ是ハ勝利ヲ守ルト云
 - 一 鎗之折壹本 按ルニ是ハ鎗ノ刃折ト見ヘタリ
 - 一 山鳥之羽矢根無シ壹筋 愚按前ニ同シ
 - 一 淺野内匠頭家來村松三太夫ト有札貳枚 按ルニ主意不可知
 - 一 文箱壹箇 則彼ノ書置ヲ入ルニ是箱
- 編者云ふ已上十三品皆無用の物也、周章して取遣れたるに非ず、其上亂世の夜討とは主意違へり、如何となれば、四十六人必死の覺悟なれば明日の心無し、故に皆捨る、大高忠雄が鼻紙袋を捨たるにて知るべし

乾方鄰土屋主税口叙

昨夜七ツ時分、隣家吉良上野介殿屋鋪騒敷候故、火事ニテ候哉ト存罷

出候得共、喧嘩之體ニ聞エ候故、家頼共召連累迄罷越候得者、屏越ニ聲ヲ掛淺野内匠頭家來片岡源五衛門、小野寺十内、原宗右衛門ト申者ニテ候、主人之敵上野介殿ヲ討取、達本望候由名乗申候ヲ、屏越ニ承申候、夜明前裏門江人數五六十人程罷出候様ニ見江申候、尤火事裝束之體ニ相見申候、暗ク候テ爾ト見江兼申候

淵子此口叙の直言を以て義甚だ高しとせり

西向側牧野一學家禮茂木藤太夫口叙 一學者今年駿河番也

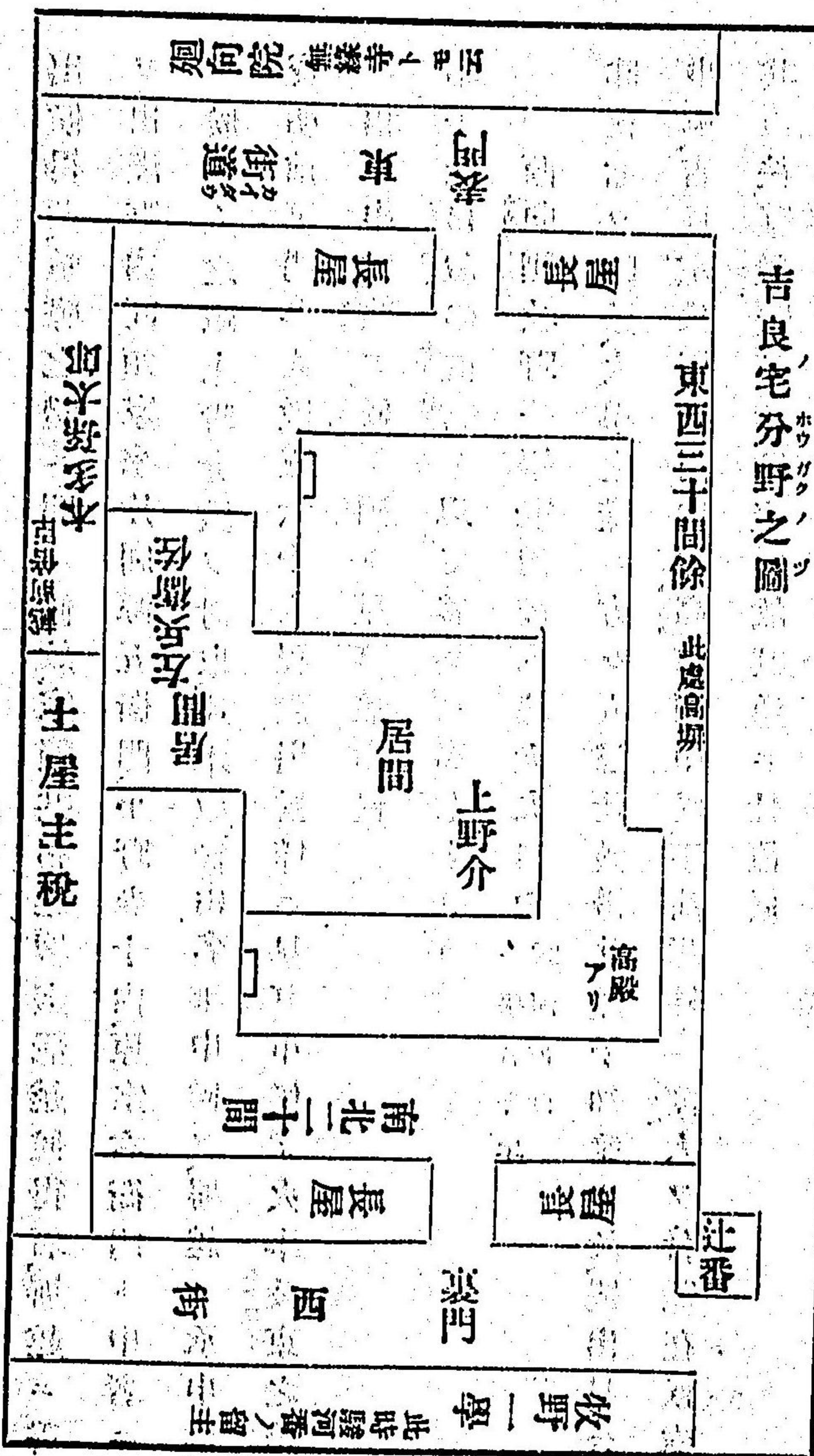
一 昨夜七ツ時分、火事之様ニ方々人聲仕候得共、様子知兼申故、罷出見合申處、吉良左兵衛様門内聲高相聞申候、手前門外ニ控人ヲ付罷在候處、其以後騒敷體茂無御坐候故、其通ニ仕置候

長隣 松平兵部太輔家老本多孫太郎家來

真栖勘太夫口叙

一昨夜七ツ時何トヤラン、物騒敷申候、火事ナド以様子之如ク然ト知レ
不申候、其内鳴茂辭リ申候、其後様子會而不存候 已上

吉良宅分野之圖



斯かて吉良の宅中うちの檢分けんぶんも相濟あひまみければ、官使くわんしは名簿なぼ口叙くちじょの墨付すみづきを携たづ下
幕下まくしたの金城きんじやうにぞ登御とせせられける、然るに左兵衛さへいゑ佐義周さよしうは、官使未至くわんし未至前に
其臣そのみ鶴谷平馬つるやへいばを使として、月番つきばんの御執事ごしつじ稻葉丹後守いなばたんごしゆ正通しょうとうの許もとへ訴うへ被
申まを、口上に曰く、昨夜淺野内匠頭あさののちゆうとう家頼けのり私方せかたへ押込おしこ、同名上野介ななごうじやうけいを致殺せちころ害候がいこう、
依之私儀立會よこのせぎたひ手疵てあざを蒙り申候、當番あつばん之者もの十四五人討れ候、狼藉ろうせき之者もの共深か
手負てをひ候者有之候得共、引纏ひきまとひ立退たてひき申候故、死骸しがいは残り不申候、事急こといそに
御坐候故口上にて申上候と云云、平馬が吉良之手負及び不傷者之中、鶴谷
方へ平馬が使したる事なる、丹州公の奏者申けるは、此儀土屋相州公の御方へ
跡へ官使至れる事なる、丹州公の奏者申けるは、此儀土屋相州公の御方へ
訴うへ可然由を申す、平馬則ち土屋殿へ参り、又右の口叙くちじょを伸のる所に、取次とりだ
の士出しでて尋ねけるは、昨夜は不慮ふりの危難きなん、武備ぶびは常の儀たりと雖も、又當
惑まど狼狽ろうたい無んばあらじ、足下あしもとも定め而手に合あひ被申たらんと問ふに、平馬
答こたて昨夜は非番にて手に合あひ不申殘念えんなりと云ふ、立關たてせきに在あり合あふ武士

平馬が歸る後姿を見て批判しけるは、吉良の宅地方三十間に過ぐべからず、然れば其中何方に臥たりとも、是程の大事に争で起合はざる事の有べき、天晴珍敷夜の非番かなとぞ彈しける、爰に吉良の宅に闘死せし者の中に、弱冠の者獨衆に向て能戦ふ、義士が徒竟に之を殺し、衣を剝ぎ其首を包み、鎗を以て擔ひ泉岳寺に行きける、是仇家の徒上野君の首を取返さんとして追來る時、此首を以て敵を欺き誘ふの謀略なり、今日十五日吉良の宅屍の内に首無き死體有る者、此人也、此者素商人たりしを、義英召て籠遇を加ふ、依て終に恩義に死せり、其者の父泉岳寺に往て之を乞ひ、首を繼いで葬れり、

官使回金城並義士出泉岳寺來仙石氏廳事

然而官使阿部式部、杉田五左衛門等の人々、吉良の宅中を逐一に點檢せ

られ、傷者隣家の口叙及び義士が遺書を齎で金城に登御し、謹んで、
覽に備ふ、就中四十餘人が遺書の趣に曰く、

淺野内匠頭家來口上

一、去年三月内匠頭儀、傳奏御屋敷御馳走之儀付、吉良上野助殿江、含意趣、
難逃儀御坐候而及、及傷候、不辨時節場所之働、不調法至極付、切腹被仰
付、領地赤穂城被召上候儀、家來共畏入奉存、請、上使之御下知、城地指
上、家頼共早速離散仕候、右喧嘩之節、御同席御押留之方有之、上野介殿
討留不申、内匠頭末期殘念之心底、家來共難忍仕合、御座候、對高家之御
歴々、家頼共而挿鬱憤候段、憚奉存候得共、君父之讎俱不可戴、天之儀難
默止、今日上野介御宅江、推參仕候、偏繼亡主之意趣、志迄御坐候、私共死
後御見分之御方御坐候者、御披見奉願如此御坐候、以上

元祿十五年極月十四日

四十七人連名

大樹遺書を臺覽御坐、忝くも御感涙を落させ玉ふぞ有難けれ、御執事を始め御普代の諸侯百の有司傳へて之を一覽あり、各々純忠高義の所爲を感動せられ、誰かは言を出す人無し、惟り閣老阿部豊後守正武宣ひけるは、如此の節義未だ前世に聞事無し、御治世に當て此盛舉ある事、誠に國家の榮事也と讃嘆せられけるは、由有敷ぞ覺えける、此に於て群侯各々稱賛の聲、翬々として耳に盈つ、爰に仙石伯耆守久尙は少焉我宅に歸り、再び吉田富森に面して、報仇の始末夜弊の次第詳かに尋問し、重ねて言上せられけるが、即刻御執事着座の間へ御目付鈴木源五右衛門、水野小左衛門の兩人を召され仰渡されけるは、淺野内匠頭が舊士吉良上野介を主人の敵と申立て、四十七人、四十七人と云ひ六人と云ふ尤つ、いまたして、樹しからず吉田富森の兩人、仙石君へ捧げし名簿、演義盟條には、寺坂を除きて四十六人に作れり、深淵于然りと捧げし名簿は、絶無自解神崎則休之註解にも、寺坂を不除、則は正久義士の一列たる事、何ぞ疑はん、蓋亦仙石君へ捧げし名簿、違書及泉岳寺墓前の祭文、皆其前日十四日の晝

心書したる物の祭文を以て、寺坂の名を除くべし、其上吉田富森口上を以て、辯じたるは、名簿に四十七人も有之哉、との仙石君の問を塞く也、然則違書名簿に四十七人と述名する事、此を以て、細川家へ十七人、公又四人を以て、預けさせ玉ふに、彼の名簿に、肆り玉ひて、細川家へ十七人、公又四人を以て、預けさせ玉人宛と分配し玉ふ也、此辯昨夜上野介宅へ押入り、上野介を討取り、今朝芝の泉岳寺へ引取り罷在に付き、暫く御詮議の間、細川越中守、松平隠岐守、久松毛利甲斐守、水野監物の四家へ預けさせられ、細川家へ十七人、其餘は各々十人宛たるべし、此段四家の侯へは、此方より臺命を傳ふべし、各々兩人は、仙石伯耆守へ示談せられ、泉岳寺へ馳せ向はれ、四家へ御預の旨を申渡され、名簿を以て、混亂せざる様に指揮し、請取らせ申さるべしと仰渡され、御徒目付十人、其外御小人目付を數人相添へらる、源五右衛門、小左衛門、謹で命を奉り、退いて側臺に向つて申されけるは、内匠頭家來吉良氏を討取り、泉岳寺へ引取し事、早や江戸中に隠れ非じ、若く

は上杉家より討手を指向けん事計り難し、我々彼寺に至て、臺命を傳へ、未だ囚人四家へ引取らざる内、大勢來て攻め撃つ事あらば、一應は道理を以て申静むべけれども、其上理不盡に鬪戦に及ぶ事あらば、四十餘人と共に彼寺を守つて防戦はんに、討手の人數衆多にして戦に術盡たらば、臣等俱に寺門を枕にして戦死すべし、然れば則ち死後に至て官使の名をも辱めず、其場の指揮道に叶へりとの功名を幾庶ふ處なりと、少焉く示談せられける所に、重ねて關老兩人を召され仰せけるは、各々泉岳寺に被參に及ぶべからず、御徒目付を以て四十餘人の者共を仙石伯耆守宅に召寄せ、各々列座にて可被申渡との儀なれば、即刻御徒目付石川彌一右衛門、市野新八郎、松永小八郎、泉岳寺へ差向ひ、四十餘人を召出し、卿曹仙石伯耆守宅へ來會すべし、彼所に於て、臺命の傳ふべき事有りりと申渡さる、四十餘人之を奉はり、其日酉の下刻、泉岳寺を出づる、堀部

安兵衛武庸衆に前で行す、神崎與五郎、早水藤左衛門弓を挾で、左右に列す、大石良雄、主税を先に立て、堀部に繼いで弓杖ばかり引下て行す、其後は皆二行に列を引て歩行す、堀部彌兵衛、村松入道、間喜兵衛は老衰なれば、乗輿をつらぬ、又近松勘六、横川勘平は手疵の惱あるを以て同じく籃にぞ乗にける、御徒目付衆芝筋の所々に馳せ散て異色の人を制し、屋敷々々の辻番所に申觸れて見物の人を制止し、公儀嚴重の爲體なれば、さしも繁北の東都の巷街少焉は芝筋の行人絶えて物音更に無かりけり、然るに分野の諸大名は、此事を聞て深慮を廻し、武備をなし、不意に應せん事をぞ支度せられける

赤城義臣傳卷之十一終

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 義臣, 伯耆, 仙石, etc.)

赤城義臣傳卷之十二

義士爲囚而屬四侯家事

斯て四家の諸侯へは御執事より御下知ありて、各々使者を泉岳寺へ差向けらるゝ所に俄に又仙石伯耆守の宅に於て囚人を請取可被申由御目付中より相達せらるゝにより、四家の使者俄然として又愛宕下仙石伯州の廳に差向ふ、總而今度の囚人、如斯の先例曾て無之事なれば、四侯各々武を内にし文を外にして専ら心を用ゐられたり、先づ細川越中守網利の使者鎌田軍兵衛、三宅藤左衛門、騎歩二百人、諸從者三百餘人、其衆合せて五百人許、松平隱岐守久松定直の使者奥平次郎左衛門、佃九兵衛、